

# 令和4年度 管内行政概要



広島県西部建設事務所

## 表紙の説明

事業名 二河川支川2-1災害関連緊急砂防事業，二河川支川2-1隣災害関連緊急砂防事業，二河川支川2-1砂防激甚災害対策特別緊急事業，二河川支川2-1隣砂防激甚災害対策特別緊急事業，川角地区災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

事業場所 安芸郡熊野町川角

事業期間 平成30年度～令和3年度

工事概要 砂防堰堤1基 堤高 $H=9.5\text{m}$ ，堤長 $L=69\text{m}$ （二河川支川2-1災害関連緊急砂防事業）  
砂防堰堤1基 堤高 $H=7.5\text{m}$ ，堤長 $L=93\text{m}$ （二河川支川2-1隣災害関連緊急砂防事業）  
砂防堰堤1基 堤高 $H=7.0\text{m}$ ，堤長 $L=54\text{m}$ （二河川支川2-1砂防激甚災害対策特別緊急事業）  
溪流保全工 $L=230\text{m}$ （二河川支川2-1隣砂防激甚災害対策特別緊急事業）  
法枠工 $A=600\text{m}^2$ （川角地区災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業）

# 目 次

<b>1 管内の概要</b>	
(1) 事務所の沿革	1
(2) 所管区域	3
<b>2 組織及び職員の配置状況</b>	
(1) 組 織	4
(2) 職員の配置状況	5
(3) 各課の分掌事務	6
(4) 水防体制	8
<b>3 公共土木施設の状況</b>	
(1) 道路の状況	11
(2) 河川の状況	11
(3) 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり危険区域の状況	12
(4) 海岸保全区域の状況	12
(5) ダムの状況	13
<b>4 重点施策</b>	
(1) 社会資本未来プラン及び関連計画等の策定	15
(2) 施策別重点事業	16
<u>〔施策Ⅰ〕安全・安心を支える総合的な県土の強靱化</u>	16
ア 公共土木施設災害復旧事業	16
イ 交通安全施設等整備事業	23
ウ 道路防災事業	23
エ 河川の整備	24
オ 砂防・急傾斜地の整備	25
カ 土砂災害防止法に基づく区域の見直し及び認知度向上	26
キ プレジャーボート等不法係留対策	27
<u>〔施策Ⅱ〕交流・連携を支えるネットワークの充実・強化</u>	28
ア 道路の整備	28
<u>〔施策Ⅲ〕魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成</u>	30
ア 広島市東部地区連続立体交差事業	30
イ 街路事業	31
<u>〔共通施策〕社会資本の適切な維持管理の推進</u>	33
ア アセットマネジメントの推進	33
イ 河川の堆積土等除去の推進	33
ウ 事務移譲	35
(3) 総合計画図 (別冊)	

## 5 主要関連資料

(1) 予算の概要	.....	37
(2) 用地補償の状況	.....	42
(3) 管理の状況	.....	43
(4) 建設業及び宅地建物取引業の指導	.....	45
(5) 建築, 宅地開発, 建設リサイクルの指導等	.....	48
(6) 建築行政	.....	49
(7) 建設工事の資材のリサイクル指導	.....	52

# 1 管内の概要

## (1) 事務所の沿革

大正 4 年	広島市、安芸郡、安佐郡及び佐伯郡を管轄区域として、広島市水主町県庁舎（現在の広島市文化交流会館敷地）内に広島土木出張所を開設した。
昭和 4 年 4 月 1 日	廿日市土木出張所の開設により、佐伯郡を分離し、広島市、安芸郡及び安佐郡を所管区域とした。
昭和 20 年 8 月 6 日	戦時中産業奨励館（現在の原爆ドーム）に移転していたため、原爆により、多数の職員が犠牲となった。庁舎が壊滅したため、可部町へ仮移転した。
昭和 21 年 1 月	広島市基町（相生橋上流左岸堤防）に仮事務所を設置した。
昭和 22 年 4 月	広島市基町の護国神社跡（現在の旧広島市民球場跡地）に木造の庁舎を新築移転した。
昭和 33 年 3 月 29 日	広島市上八丁堀へ鉄筋コンクリート 2 階建の庁舎を新築移転した。
昭和 37 年 4 月 11 日	本館に 3 階を増築した。
昭和 39 年 4 月 1 日	機構改革により広島土木建築事務所に組織変更した。（総務課，用地課，管理課，維持課，工務第一課，工務第二課，業務課，建築課の 8 課制）
昭和 45 年 4 月 1 日	都市計画課を増設した。（9 課制）
昭和 46 年 4 月 1 日	工務第一課と工務第二課を統合して工務課とした。なお，再開発課を増設した。（9 課制）
昭和 47 年 4 月 1 日	都市計画課と再開発課を広島都市計画事務所に統合分離した。（7 課制）
昭和 55 年 4 月 1 日	広島市が政令指定都市に昇格したため，事務の一部を移譲し，管理課と維持課を統合して維持管理課とした。なお，都市計画事務所の廃止に伴い都市計画課が新設された。（7 課制）
昭和 55 年 9 月 1 日	広島緑化植物公園の一部開園に伴い，広島緑化植物公園管理事務所を新設した。（7 課 1 事務所制）
昭和 59 年 4 月 1 日	業務課と都市計画課を廃止した。なお，広島緑化植物公園管理事務所が広島緑化植物公園と名称変更して本庁（都市整備課）直轄とした。（5 課制）
昭和 60 年 3 月 20 日	佐伯郡五日市町が広島市と合併したため五日市町が佐伯区となり，当所の所管区域とした。
昭和 60 年 4 月 1 日	魚切ダム管理事務所を当所の直轄とした。（5 課 1 事務所制）
昭和 61 年 4 月 1 日	維持管理課業務係及び建築課住宅係を廃止した。
平成 1 年 4 月 1 日	梶毛ダム建設事業所を新設した。（5 課 2 事務（業）所制）
平成 8 年 4 月 1 日	東部連続立体交差事業所を新設した。（5 課 3 事務（業）所制）
平成 12 年 4 月 1 日	太田川流域下水道事務所の廃止に伴い下水道課を新設した。また，災害対策課を新設した。（7 課 3 事務（業）所制）
平成 13 年 4 月 1 日	機構改革により広島地域事務所建設局に組織変更した。また，用地課を用地第一課，用地第二課に分割した。（8 課 3 事務（業）所制）

平成 13 年 7 月 30 日	広島市南区比治山本町へ移転した。
平成 15 年 4 月 1 日	用地第一課, 用地第二課を統合し用地課とした。下水道課, 災害対策課を廃止し, 都市建設課を新設した。(6 課 3 事務(業)所制)
平成 17 年 4 月 1 日	呉地域事務所大柿支局・芸北地域事務所吉田支局の廃止に伴い, 広島地域事務所建設局大柿維持管理分室・吉田維持管理分室とした。 用地課を用地第一課・用地第二課, 工務課を工務第一課・工務第二課に分割した。また, 建設業課を新設した。(9 課 3 事務(業)所 2 分室制)
平成 18 年 4 月 1 日	大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を本局に統合した。これに伴い, 維持管理課を廃止し, 管理課・維持第一課・維持第二課を新設した。また, 梶毛ダム建設事業所を廃止し, 梶毛ダム管理事務所を新設した。 (1 1 課 3 事務(業)所制)
平成 20 年 4 月 1 日	都市建設課を廃止した。(1 0 課 3 事務(業)所制)
平成 21 年 4 月 1 日	機構改革により西部建設事務所に組織変更した。また, 東部連続立体交差事業所を東部連続立体交差事業課に改称した。(1 1 課 2 事務所制)
平成 22 年 4 月 1 日	梶毛ダム管理事務所を廃止した。(1 1 課 1 事務所制)
平成 23 年 4 月 1 日	事業調整員を事業調整特別班として独立させた。(1 1 課 1 班 1 事務所制)
平成 26 年 10 月 1 日	平成 26 年 8 月 20 日に広島市内で発生した大規模土砂災害に対応するため, 災害復旧チームを新設した。(1 1 課 1 班 1 チーム 1 事務所制)
平成 27 年 4 月 1 日	管理課を管理第一課, 管理第二課に分割した。(1 2 課 1 班 1 チーム 1 事務所制)
平成 28 年 4 月 1 日	事業調整特別班を, 事業調整・土砂法指定推進班に名称変更した。
平成 30 年 8 月 1 日	平成 30 年 7 月豪雨災害に対応するため, 復旧準備班を新設した。(1 2 課 2 班 1 チーム 1 事務所制)
平成 30 年 9 月 1 日	復旧準備班を廃止し, 災害関連緊急対策チームを新設した。(1 2 課 1 班 2 チーム 1 事務所制)
平成 31 年 4 月 1 日	災害復旧チームを廃止した。(1 2 課 1 班 1 チーム 1 事務所制)
令和 2 年 4 月 1 日	平成 30 年 7 月豪雨災害に対応するため, 三篠川復旧事業課を新設した。また, 事業調整・土砂法指定推進班を事業調整特別班に名称変更した。 (1 3 課 1 班 1 チーム 1 事務所制)

## (2) 所管区域

当所の所管区域は6市7町（広島市、竹原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町）で、このうち一般土木関係は、3市4町（下表のとおり）を、建設業法等関係は、5市6町（下表のとおり）を、建築関係・開発関係は、4市7町（下表のとおり）を所管している。

管内の総面積は3,336.35平方キロメートルと県の約39パーセント、人口は約156万1千人と県内人口の約56パーセントを占めている。

地勢は、大部分が山地で、管内中央部には中国山地に源を發した太田川が大小57の河川を合流、西部には阿弥陀山に源を發した八幡川が石内川を合流して、それぞれ広島湾に注ぎ、東部には東広島市に源を發した瀬野川が熊野川ほか2河川を合流して海田湾に注ぎ、これらの下流域に人口が集中して、市街地が形成されている。

### 面積及び人口

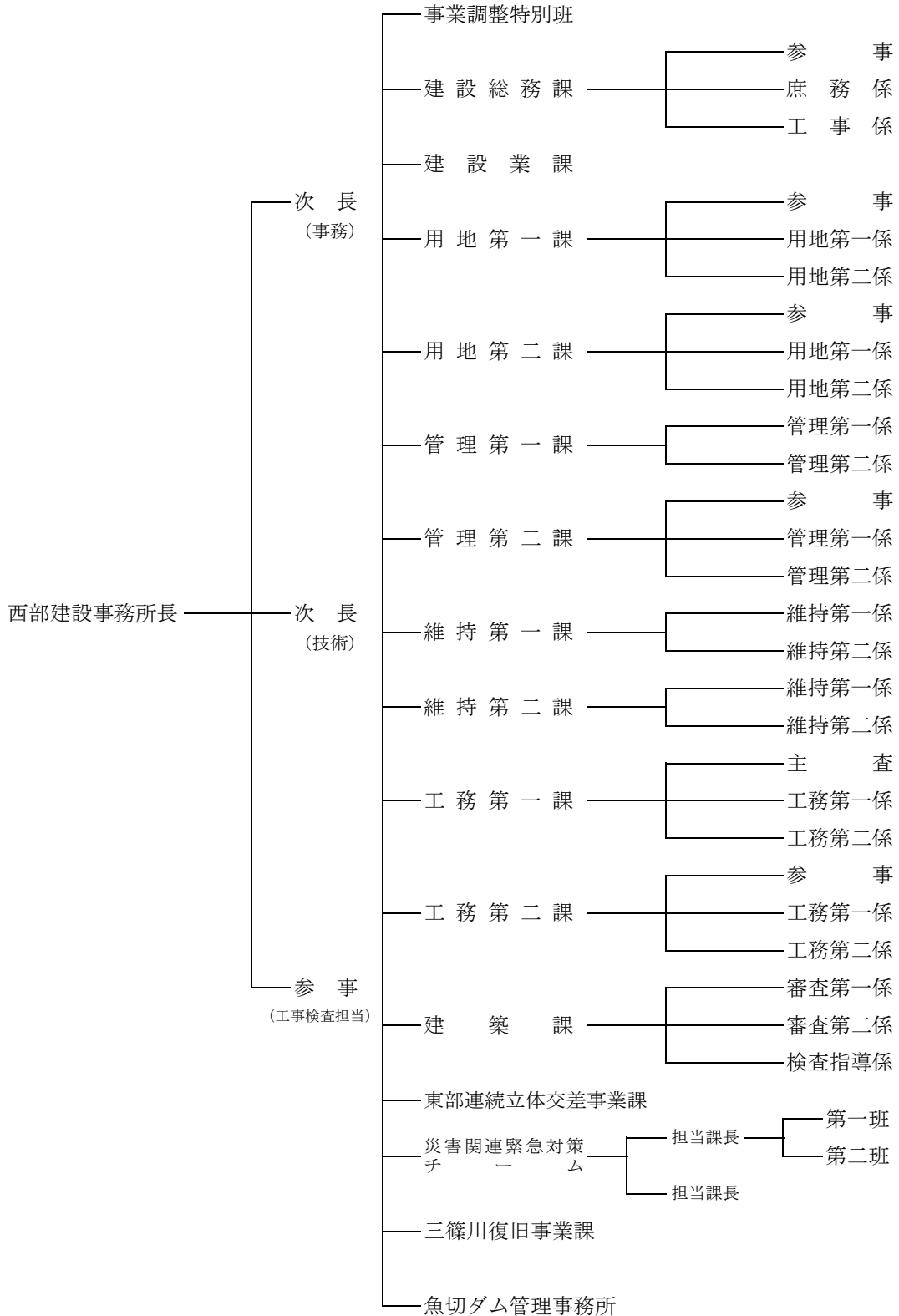
所 管 市 町 名			土地面積 (km <sup>2</sup> )	世 帯 数 (戸)	人 口 (人)
一般土木事務	建設業法等事務	建 築 事 務 開 発 事 務			
広 島 市	広 島 市		906.69	555,123	1,200,754
		竹 原 市	118.23	10,682	23,993
	大 竹 市	大 竹 市	78.66	11,591	26,319
	廿 日 市 市		489.49	47,821	114,173
安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	537.71	11,060	26,448
江田島市	江田島市	江田島市	100.72	10,141	21,930
府 中 町	府 中 町	府 中 町	10.41	21,615	51,155
海 田 町	海 田 町	海 田 町	13.79	12,891	29,636
熊 野 町	熊 野 町	熊 野 町	33.76	9,422	22,834
坂 町	坂 町	坂 町	15.69	5,232	12,582
	安芸太田町	安芸太田町	341.89	2,588	5,740
	北広島町	北広島町	646.20	7,677	17,763
		大崎上島町	43.11	3,437	7,158
計			3,336.35	709,280	1,560,485

資料

面積、世帯数及び人口 : 出典「令和2年国勢調査結果」(令和2年10月1日現在)

## 2 組織及び職員の配置状況（令和4年4月1日）

### (1) 組織



(13課 1班 1チーム 1事務所)



(2) 職員の配置状況

(令和4年4月1日現在)

課 係 名	職 名	所 長	次 長 (兼 政策監)	次 長	参 事 (工事検査担当)	参 事 (事業調整担当)	主 査 (災害調整担当)	課 長 及 び 所 長	参 事	主 査	主 幹 (兼 係 長)	係 長	主 幹	主 査	主 任	主 事	技 師	小 計	再 任 用 職 員	育 児 休 業 及 び 休 職 職 員	派 遣 職 員	会 計 年 度 任 用 職 員	合 計
事業調整特別班						1	1							1	1			4				1	5
小計		1	1	3	1	1	1							1	1			10				1	11
建設総務課							1	1										2					2
庶務係												1	3	1				5	1			1	7
工事係												1	4	1				6				1	7
小計							1	1				2	7	2				13	1			2	16
建設業課							1						3	1	1			6	1			2	9
用地第一課							1	1										2					2
用地第一係												1	2	1	1			5	1			1	7
用地第二係												1	3	1				5				1	6
小計							1	1				2	5	2	1			12	1			2	15
用地第二課							1	1										2					2
用地第一係												1	3	2				6	1				7
用地第二係												1	1	1	1			4				3	7
小計							1	1				2	4	1	3			12	1			3	16
管理第一課							1											1					1
管理第一係												1	3					4					4
管理第二係										1				2				3	1			1	5
小計							1			1	1	3	2					8	1			1	10
管理第二課							1	1										2					2
管理第一係												1	1	1				3	1				4
管理第二係												1		2				3	1				4
小計							1	1				2	1	3				8	2				10
維持第一課							1											1					1
維持第一係												1	1	1				3				2	5
維持第二係												1	2	1				4				1	5
小計							1					2	3	2				8				3	11
維持第二課							1											1					1
維持第一係												1		1	1			3	1				4
維持第二係											1		1	2				4					4
小計							1			1	1	1	3	1				8	1				9
工務第一課							1	1										2					2
工務第一係												1		2				5				1	6
工務第二係												1		2				5					5
小計							1	1				2		4				12				1	13
工務第二課							1	1										2					2
工務第一係												1		2				5				1	6
工務第二係												1	1	3				6					6
小計							1	1				2	1	5				13				1	14
建築課							1											1					1
審査第一係												1		1				4					4
審査第二係												1		1				3	1				4
検査指導係												1		1				4					4
小計							1					3		3				12	1				13
東部連続立体交差事業課							1						1	3				7					7
災害関連緊急対策チーム							2					1	5	5				16					16
三篠川復旧事業課							1						3	1				8			1		9
計		1	1	3	1	1	1	15	5	1	2	19	1	38	29	13	22	153	8	1	1	16	179
魚切ダム管理事務所(※)							1							3				4	3			2	9
合計		1	1	3	1	1	1	16	5	1	2	19	1	41	29	13	22	157	11	1	1	18	188

※ ダム当直専門員6名及び会計年度任用職員(短期)は除いている。

### (3) 各課の分掌事務（令和4年4月1日）

#### 事業調整特別班

- 1 道路・河川・海岸・砂防・街路事業に係る次の事務に関する事。
  - (1) 新規事業の要望，企画，調査，設計に関する事。
  - (2) 中長期計画等に関する事。
- 2 浸水想定区域図作成，基準水位の見直しに関する事
- 3 市町の都市計画手続き事務に関する事。
- 4 公共土木施設災害復旧事業等（他課に属するものを除く）に関する事。
- 5 公共土木施設のアセットマネジメントに関する事。
- 6 土砂災害警戒区域に係る基礎調査等に関する事。（区域変更，認知度向上等）

#### 建設総務課

- 1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 2 庁舎の管理に関する事。（西部建設事務所庁舎に関するものに限る。）
- 3 工事の執行に関する事務のうち工事契約に関する事。
- 4 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の事務の指導に関する事。
- 5 前各号のほか，他課及び管理事務所の所掌に属しない事。

#### 建設業課

- 1 建設業の許可に関する事。
- 2 宅地建物取引業者等の免許及び登録に関する事。
- 3 建設工事に係る解体工事業者の登録に関する事。
- 4 浄化槽工事業者の登録に関する事。

#### 用地第一課・用地第二課

土木関係公共用地物件の取得及び工事の執行に伴う損失補償に関する事。

#### 管理第一課・管理第二課

- 1 道路，河川，海岸保全区域（第一課のみ），公有水面（第一課のみ），砂防指定地，地すべり防止区域，急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の管理に関する事。
- 2 広島県アダプト制度に関する事。
- 3 採石法に関する事。（第一課のみ）
- 4 砂利採取法に関する事。（第一課のみ）

#### 維持第一課・維持第二課

- 1 道路，河川，海岸（第一課のみ），砂防，地すべり及び急傾斜施設の維持・補修に関する事。
- 2 交通安全事業の調査，設計及び監督に関する事。
- 3 道路災害防除事業の調査，設計及び監督に関する事。
- 4 除雪・道路パトロールに関する事。
- 5 管理課所掌事務（占用・改築等）に係る技術審査に関する事。
- 6 アセットマネジメントに関する事。

- 7 災害復旧事業（公共・単独）の調査，設計及び監督に関すること。

#### 工務第一課・工務第二課

- 1 他課・管理事務所の所掌に属しない土木工事の調査，設計及び実施並びに監督に関すること。
- 2 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関すること。
- 3 災害復旧事業（公共）の調査，設計及び監督に関すること。
- 4 市町の都市計画等の助言に関すること。（第一課のみ）
- 5 県の定める都市計画案の作成等に関すること。（第一課のみ）

#### 建 築 課

- 1 建築基準法に基づく確認，検査，指導及び取締り等に関すること。
- 2 建築士の指導及び取締りに関すること。
- 3 浄化槽法の規定による設置等の届出の受理等に関すること。
- 4 建築物省エネ法の届出及びバリアフリー法の認定に関すること。
- 5 建築物の防災に関すること。
- 6 災害関連融資業務に関すること。
- 7 都市計画法の規定による開発行為等の規制及び都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。
- 8 宅地造成規制法及び旧住宅地造成事業に関する法律に関すること。
- 9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。

#### 東部連続立体交差事業課

- 1 広島市東部地区連続立体交差事業に係る総合調整に関すること。
- 2 連続立体交差事業に係る土地区画整理事業及び街路事業等の関連事業との調整に関すること。
- 3 安芸郡府中町・海田町・広島市安芸区（急傾斜）に属する土木工事の調査，設計及び実施並びに監督に関すること。
- 4 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関すること。
- 5 災害復旧事業（公共）の調査，設計及び監督に関すること。

#### 災害関連緊急対策チーム

- 1 災害関連緊急砂防事業の調査，設計，監督に関すること。
- 2 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の調査，設計，監督に関すること。
- 3 砂防激甚災害特別緊急事業の調査，設計，監督に関すること。

#### 三篠川復旧事業課

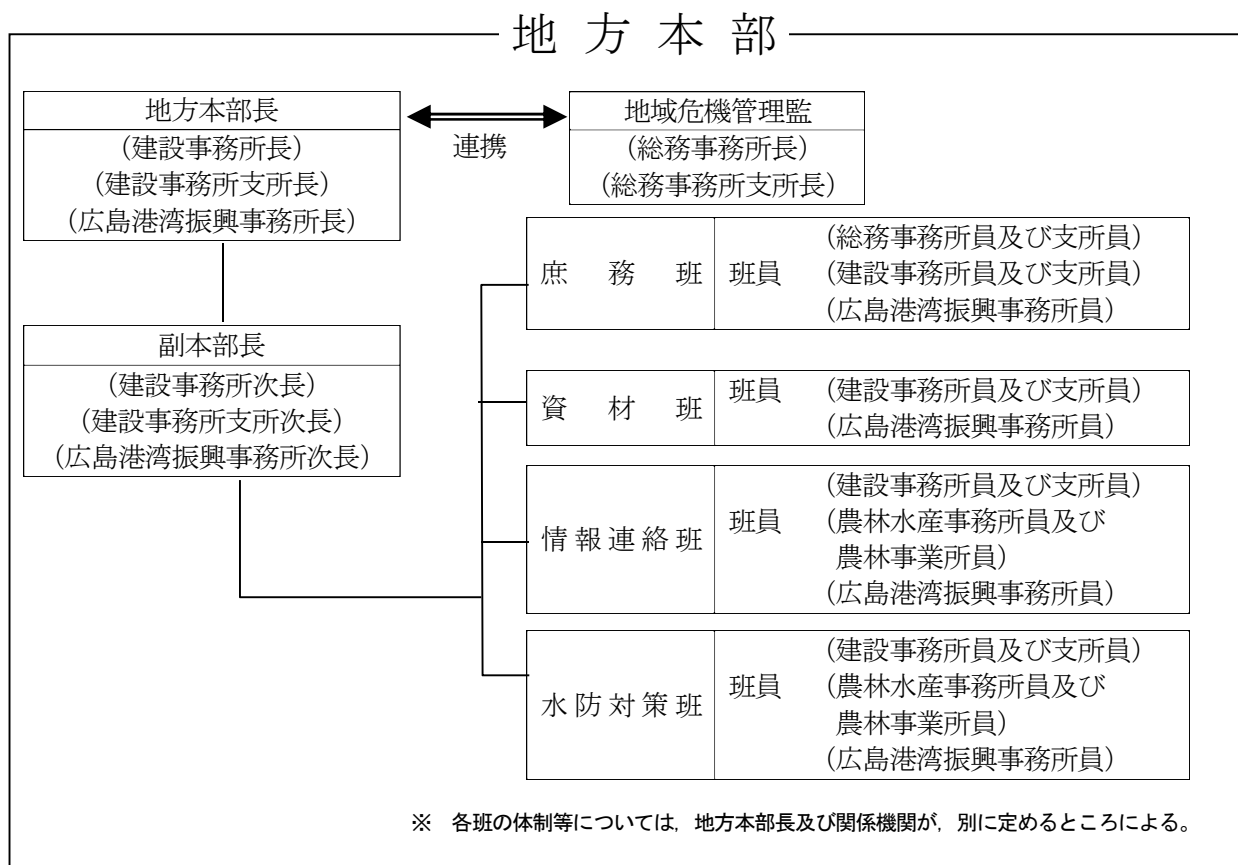
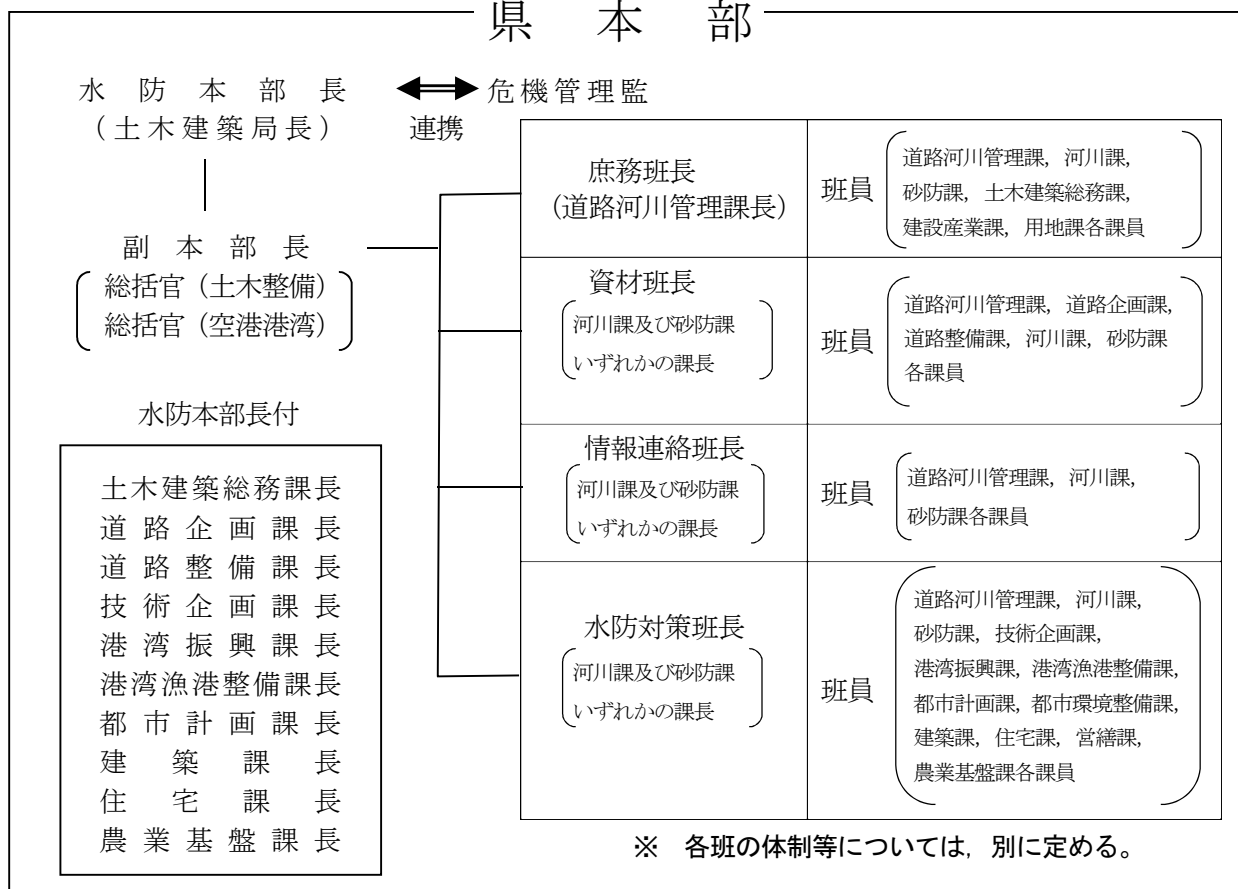
- 三篠川災害復旧助成事業の調査，設計，監督に関すること。

#### 魚切ダム管理事務所

- 魚切ダム及び梶毛ダムの管理に関すること。

(4) 水防体制 ①水防法関係

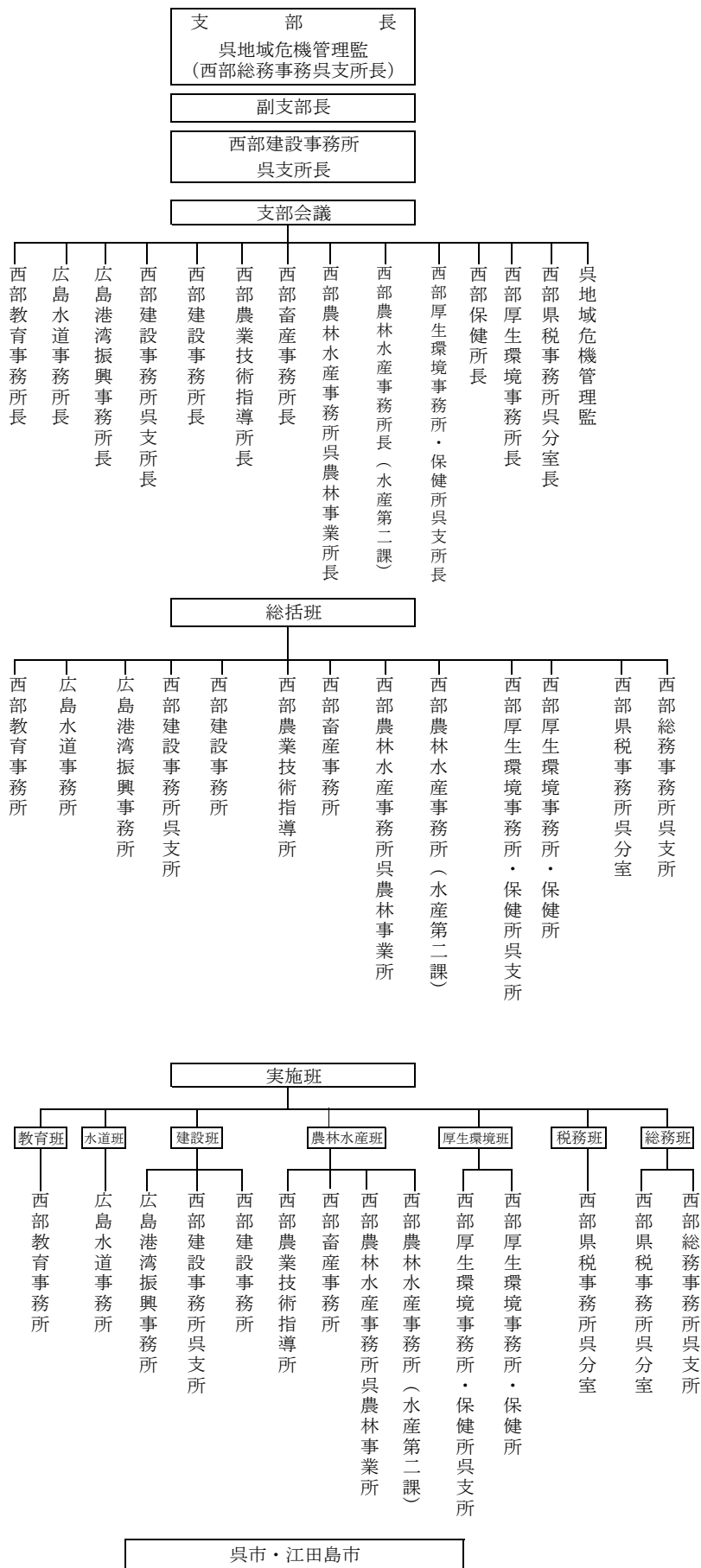
水 防 本 部 組 織 図





広島県災害対策呉支部の機構（災対法に基づく広島県地域防災計画書による災対支部組織図）

※ 江田島市は災害対策呉支部の所管となるため、併せて掲載する。



### 3 公共土木施設の状況

#### (1) 道路の状況

管内には、国土交通省管理の国道2号、31号及び54号が東西南北の交通軸を形成し、さらに、高速自動車道である中国自動車道、中国横断自動車道及び山陽自動車道が都市間交通の用に供している。

県が管理する路線は、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町に存在する一般国道3路線、主要地方道15路線並びに一般県道32路線の計50路線であり、改良率85.4%、舗装率99.1%である。

なお、広島市内の県道は道路法第17条の規定により広島市が管理している。

(令和4年4月1日現在)

種別	路線数	実延長(m)	改良済		舗装済		備考
			延長(m)	%	延長(m)	%	
一般国道	3	52,947.4	50,100.4	94.6	52,947.4	100	
主要地方道	15	(1,050.6)	(350.4)	(33.4)	(1,050.6)	(100)	
		16,3316.6	153,615.5	94.0	161,149.3	99.0	
一般県道	32	(740.1)			(740.1)	(100)	
		148,650.9	107,850.2	72.5	147,534.3	99.2	
合計	50	(1,790.7) 364,914.9	(350.4) 311,566.1	(20.0) 85.4	(1,790.7) 361,631.1	(100) 99.1	

(注) ( ) は、内数でダブルウエイ

#### (2) 河川の状況

管内には、河川法の適用を受ける河川として、国土交通大臣直轄管理の一級河川が太田川水系8河川、江の川水系1河川あり、また、県知事管理の一級河川(指定区間)が太田川水系49河川、江の川水系43河川、及び二級河川が10水系で19河川ある。

(令和4年4月1日現在)

種別	河川数	流路延長(km)	指定区間		指定区間外		その他		
			河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	
一級河川	太田川	54	324.74	49	229.87	8	94.87	—	—
	江の川	44	199.46	43	175.16	1	24.3	—	—
二級河川	19	94.95	—	—	—	—	19	94.95	
合計	117	619.15	92	405.03	9	119.17	19	94.95	

(注)※指定区間及び二級河川は知事管理、指定区間外は国土交通大臣管理

※戸坂川、三篠川及び根谷川の3河川は、指定区間と指定区間外があるため河川数が一致しない。

(3) 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり危険区域の状況

ア 砂防指定地の状況

管内には、土石流危険溪流が多く、しかも土質が軟弱なため、豪雨に際しては、地盤の崩壊が生じやすい箇所が多数ある。

土石流危険溪流は、3,262 溪流あるが、このうち砂防指定地として、565 箇所が指定済みである。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の状況

管内には、山裾に家屋が密集する地域が多い。現在、急傾斜地崩壊危険箇所は、管内では 5,019 所であるが、このうち急傾斜地崩壊危険区域として、600 箇所が指定済みである。

ウ 地すべり防止区域の状況

管内には、地すべり危険箇所が 9 箇所あるが、このうち地すべり防止区域として 2 箇所が指定済みである。

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

砂防指定地		急傾斜地崩壊危険区域		地すべり防止区域		土砂災害防止法に基づく特別警戒区域告示箇所数
箇所数	規制面積(ha)	箇所数	規制面積(a)	箇所数	規制面積(ha)	箇所数 (R4. 2. 24 現在)
565 (755)	3,646.604	600 (732)	42,602.36	2	20.12	10,310

(注) ( ) は、追加と新規の合計数を示す。

(4) 海岸保全区域の状況

管内には、国土交通省所管の海岸保全区域が 8 箇所ある。

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

所管別	海岸名	所在地	延長(m)
国土交通省	小屋浦地区海岸	安芸郡坂町小屋浦	693
	江田島矢の浦地区海岸 (鷺部地先・矢の浦地先)	江田島市江田島町鷺部 江田島市江田島町中央	2,184
	江田島秋月地区海岸	江田島市江田島町秋月	2,845
	岡大王地区海岸	江田島市沖美町岡大王	1,214
	江田島能美遠崎地区海岸	江田島市能美町高田	800
	江田島能美中町地区海岸	江田島市能美町中町	792
	津久茂宮ノ原地区海岸 (津久茂地先・立石地先)	江田島市江田島町津久茂 江田島市江田島町宮ノ原	512
	大君地区海岸	江田島市大柿町大君	385
計	8 箇所		9,425



## (5) ダムの状況

### ア 魚切ダム

魚切ダムは、総合的な八幡川の開発のため多目的ダムとして、広島市佐伯区五日市町上河内地先に建設したものである。昭和44年4月に調査を開始し、昭和56年5月に12年の歳月と169億円の建設費を投じて竣工した。

治水目的としては、計画高水流量420m<sup>3</sup>/secのうち360m<sup>3</sup>/secの調整を行い、流域の治水の安全性を高め水害を防ぐものである。

また、利水目的としては、流水の正常な機能の維持を行うとともに、最大73,000m<sup>3</sup>/日の水量を確保し、宅地開発により都市化の進む広島市佐伯区、廿日市市の一部に水道用水を供給している。

そのほか、放流水を利用した水力発電により、民間企業が電力を供給している。

( (株) エネルギア・ソリューション・アンド・サービスによる供給 R1.9.1～)

### 魚切ダム

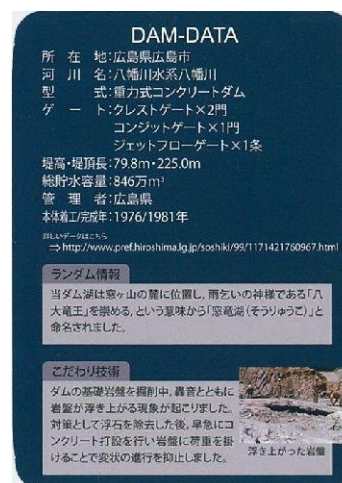
#### ■ 本体

#### ■ 貯水池

位置	広島市佐伯区五日市町大字上河内	集水面積	38.4k m <sup>2</sup>
形式	重力式コンクリートダム	湛水面積	0.404k m <sup>2</sup>
総事業費	169億円	総貯水容量	8,460,000m <sup>3</sup>
堤高	79.8m	有効貯水容量	7,840,000m <sup>3</sup>
堤頂長	255.0m	治水容量	4,710,000m <sup>3</sup>
堤体積	317,000m <sup>3</sup>	利水容量	3,130,000m <sup>3</sup>
クレストゲート	ラジアルゲート高8.47m 巾8.0m 2門	不特定用水	(610,000m <sup>3</sup> )
コンジットゲート	ラジアルゲート高1.7m 巾1.7m 1門	上水道用水	(2,520,000m <sup>3</sup> )
表面取水ゲート	多段ゲート高7.9m 巾2.0m 4門	サーチャージ水位	EL 227.0m
利水放流ゲート	ジェットフローゲート径1.00m 1条	常時満水位	EL 210.5m



魚切ダムで配布中のダムカード



## イ 梶毛ダム

梶毛ダムは、洪水調整、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のために河川流量の確保を目的として建設され、平成 20 年 10 月に竣工した。

当ダムは、石内川総合治水計画の一環をなしており、石内川沿川の治水安全度を向上させる治水対策と「ひろしま西風新都」の宅地開発に伴う流出増対策を一体事業として実施したもので、「地域整備ダム」とも呼ばれている。

### 〔経 緯〕

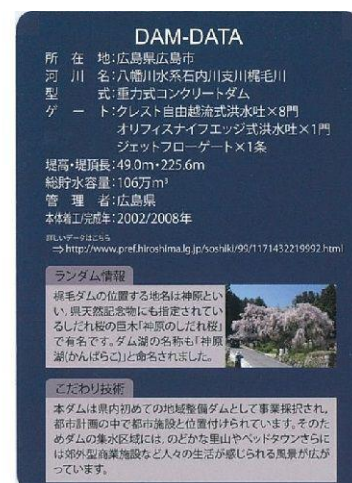
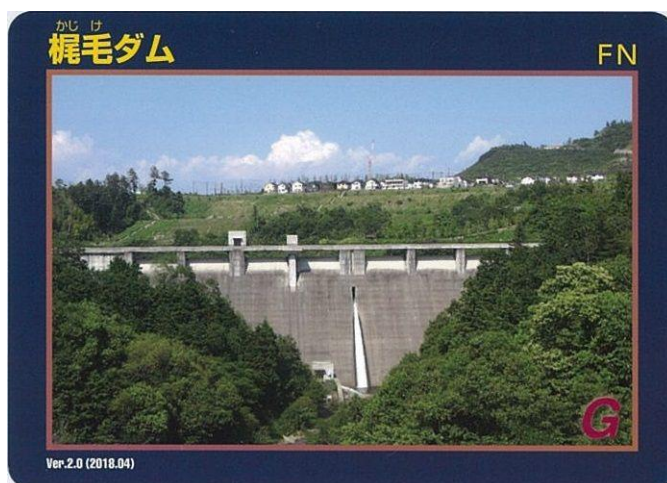
- 昭和 63 年 4 月 : 建設事業に着手
- 平成 3 年 8 月 : 工事用道路工事着手
- 平成 11 年 5 月 6 日 : 損失補償基準確認書調印
- 平成 13 年 12 月 : ダム本体工事に着手
- 平成 17 年 10 月 : ダム本体工事完了、11 月より試験湛水開始
- 平成 18～19 年 : 試験湛水を継続
- 平成 20 年 4 月 23 日 : サーチャージ水位到達、6 月 30 日をもって湛水試験を完了させ、7 月 1 日から通常運用に移行
- 平成 20 年 10 月 10 日 : 竣工式

## 梶毛ダム

### ■ 本体

### ■ 貯水池

位置	広島市佐伯区五日市町大字石内	集水面積	3.5 k m <sup>2</sup>
形式	重力式コンクリートダム	湛水面積	0.08 k m <sup>2</sup>
総事業費	170 億円	総貯水容量	1,060,000 m <sup>3</sup>
堤高	49.0m	有効貯水容量	930,000 m <sup>3</sup>
堤頂長	225.6m	治水容量	650,000 m <sup>3</sup>
堤体積	94,800 m <sup>3</sup>	利水容量	280,000 m <sup>3</sup>
非常用洪水吐	巾 12.5m 8 門	不特定用水	( 280,000 m <sup>3</sup> )
常用洪水吐	高 0.8m 巾 1.0m 1 門	サーチャージ水位	EL 181.6m
利水放流ゲート	ジェットフローゲート 径 0.25m 1 条	常時満水位	EL 171.1m



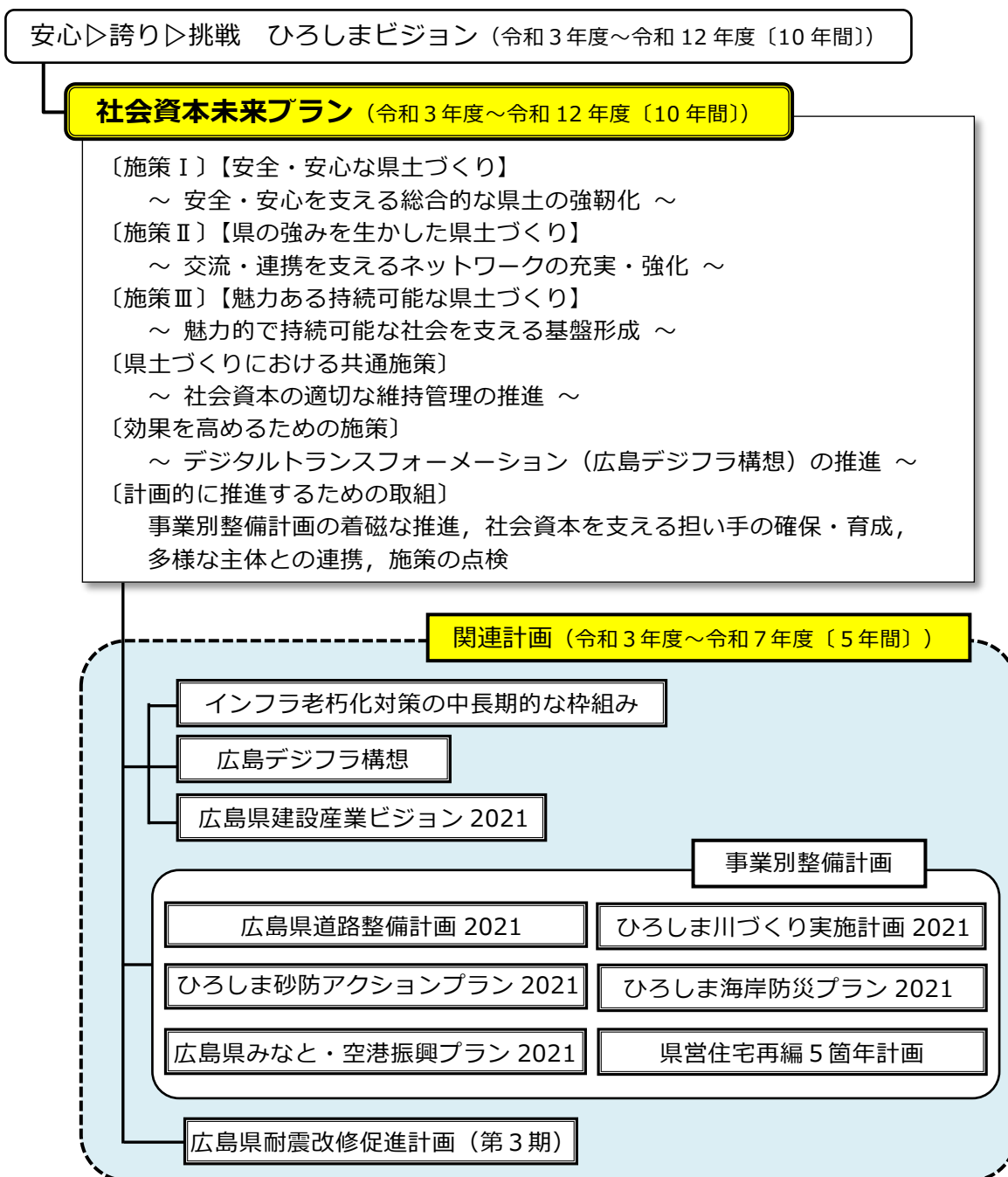
梶毛ダムで配布中のダムカード

#### 4 重点施策

##### (1) 社会資本未来プラン及び関連計画等の策定

本県においては、「社会資本未来プラン」及び道路、河川等の事業別整備計画などの「関連計画」に基づき、戦略的・計画的な社会資本の整備などを進めている。これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな県の総合計画として令和2年10月に策定した「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の目指す姿の実現を支えるため、今後10年間の社会資本分野の基本方針として、新たな「社会資本未来プラン（以下「プラン」という。）」及び「関連計画」等を令和3年3月に策定した。

##### 〔社会資本未来プラン及び関連計画体系図〕



## (2) 施策別重点事業

### 【施策Ⅰ】安全・安心を支える総合的な県土の強靱化

#### 《主な取組》

- ◆ 平成 30 年 7 月豪雨等による被災地の復旧・復興を最優先で実施
- ◆ 防災機能を高める緊急輸送道路等の法面对策や橋梁耐震補強の推進
- ◆ 地域住民の暮らしと命を守るハード・ソフト一体となった治水・土砂災害対策の推進
- ◆ 放置艇による被害を解消するためプレジャーボートの適正保管の推進

#### 【主な事業（箇所）】（R3～R7年度）

事業名	箇所名（所在地・地区名）	事業概要
平成 30 年 7 月豪雨災害復旧事業	広島市外	公共土木施設の災害復旧
	全体 479 箇所のうち 399 箇所完成（令和 4 年 5 月末）	
災害関連緊急事業 （平成 30 年 7 月豪雨関連）	熊野町外	再度災害防止の砂防・急傾斜施設の整備
	全体 42 箇所のうち 41 箇所完成（令和 4 年 3 月末）	
(一)三篠川災害復旧助成事業	広島市安佐北区白木町	河道拡幅，河床掘削，築堤
(二)ひよき川砂防関連災害復旧事業	広島市安芸区瀬野南	河道拡幅
砂防激甚災害特別緊急事業 （平成 30 年 7 月豪雨関連）	広島市外	土砂流出に備えた防災対策
	全体 63 箇所のうち 7 箇所完成（令和 4 年 3 月末）	
令和元年災害復旧事業	安芸高田市外	公共土木施設の災害復旧
	全体 32 箇所のうち 9 箇所完成（令和 4 年 5 月末）	
令和 2 年災害復旧事業	安芸高田市外	公共土木施設の災害復旧
	全体 52 箇所のうち 20 箇所完成（令和 4 年 5 月末）	
令和 3 年災害復旧事業	安芸高田市外	公共土木施設の災害復旧
	全体 296 箇所のうち 7 箇所完成（令和 4 年 5 月末）	
(主)吉田豊栄線外交通安全施設等整備事業	安芸高田市向原町戸島外	歩道整備
(一)北船木線外道路災害防除事業	安芸高田市高宮町船木外	法面对策等
(一)猿猴川高潮対策事業外	広島市南区松原町・京橋町 ～仁保・向洋大原町外	護岸工
(一)安川広域河川改修事業外	広島市安佐南区外	護岸工
大草谷川外 35 渓流通常砂防事業	広島市佐伯区湯来町外	砂防堰堤等
大君地区外 35 地区急傾斜地崩壊対策事業	江田島市大柿町外	法枠工等
土砂災害警戒区域等標識設置	管内各小学校区・195 基	土砂災害警戒区域等の標識設置
プレジャーボート等不法係留対策	長浜地区，鷲部公園地区	重点放置禁止区域指定

#### ア 公共土木施設災害復旧事業

##### ①平成 30 年 7 月豪雨公共土木施設災害復旧事業

当事務所管内では，平成 30 年 7 月 6 日～7 日朝にかけての記録的な大雨により，広島市安佐北区・安芸区，安芸郡 4 町，江田島市において，24 時間雨量として 300mm を超える雨

量が観測された。

この記録的な大雨により、広島市、江田島市、安芸郡4町を中心として土砂災害が422箇所発生し、土砂災害によって47名（県内87名）が犠牲になるという甚大な被害を受けた。

（平成30年7月豪雨災害による犠牲は、災害関連死を含め、管内で63名、県内で149名）



熊野町川角の被災状況



坂町小屋浦の被災状況

この土砂災害を受け、当事務所では公共土木施設災害復旧事業を実施しており、進捗状況は下表のとおりとなっている。

**市町別の災害箇所数及び進捗状況一覧（令和4年5月31日時点）**

市町名	災害復旧事業被災箇所数(査定決定ベース)				着手率	完成率	
		発注済		完成			
			契約済				
広島市	安芸区	78	78	78	63	100.0%	80.8%
	東区	9	9	9	9	100.0%	100.0%
	佐伯区	6	6	6	6	100.0%	100.0%
	安佐南区	2	2	2	1	100.0%	50.0%
	安佐北区	101	101	101	81	100.0%	80.2%
安芸高田市		189	189	189	174	100.0%	92.1%
江田島市		29	29	29	25	100.0%	86.2%
安芸郡	府中町	6	6	6	6	100.0%	100.0%
	海田町	10	10	10	6	100.0%	60.0%
	熊野町	23	23	23	21	100.0%	91.3%
	坂町	9	9	9	7	100.0%	77.8%
全体 (改良復旧事業等により実施する箇所を除く)		462	462	462	399	100.0%	86.4%

**【復旧工事の実施状況】**



施工前



施工後

一級河川太田川水系根谷川（広島市安佐北区大林二丁目）（第4287号）

## 【復旧工事の実施状況】



施工前



施工後

一級河川 太田川水系矢口川（広島市安佐北区）（第 5108 号）



施工前



施工後

東海田広島線（安芸郡府中町山田 5 丁目）（第 2156 号）

## ②災害関連緊急事業

平成 30 年 7 月豪雨災害の発生を受けて、広島県では、今後の復旧・復興に対する基本的方針として「平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定し、プランに基づき、被災地の復旧・復興に最優先に取り組んでおり、西部建設事務所管内でも二次災害防止を図る緊急的な砂防堰堤を整備する災害関連緊急砂防事業を 31 箇所、緊急的な急傾斜施設を整備する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を 11 箇所の内、令和 3 年度までに砂防事業を 30 箇所、急傾斜事業を全 11 箇所が完成しました。

砂防事業の残り 1 箇所については、今後、豪雨が発生した際に流出すると想定される土砂による防災対策として引続き行う砂防激甚災害特別緊急事業で進めて参ります。

その砂防激甚災害特別緊急事業については、令和 3 年度までに 7 箇所完成し 22 箇所が施工中で令和 5 年度中の完成予定であり、残り 34 箇所は事業用地が取得出来次第、令和 5 年度末までの完成を目指します。

災害関連緊急砂防事業

地区	箇所数
広島市南区	2
広島市安佐北区	1
広島市安芸区	5
江田島市	4
府中町	1
海田町	1
熊野町	5
坂町	1 2
合計	3 1

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

地区	箇所数
広島市南区	1
広島市安芸区	2
江田島市	2
海田町	1
熊野町	1
坂町	4
合計	1 1

砂防激甚災害特別緊急事業

地区	箇所数
広島市南区	3
広島市東区	6
広島市安佐北区	2
広島市安芸区	1 4
江田島市	5
府中町	6
海田町	4
熊野町	1 2
坂町	1 1
合計	6 3

※災害関連緊急砂防事業と重複有

【砂防激甚災害対策特別緊急事業完成】

○熊野川支川36隣 砂防激甚災害対策特別緊急事業

【熊野川支川36隣】再度災害防止事業の進捗状況について



平成30年7月豪雨に伴い、安芸郡熊野町萩原において発生した土砂災害（土石流）に対して、広島県が実施している再度災害防止事業について、土砂災害対策施設の工事が完了しました。（令和3年5月14日）引き続き、地域の安全確保のため、土砂災害対策施設周辺部の工事を実施します。

**位置図**

熊野川支川36隣

**【被害状況】**  
土砂災害発生日：平成30年7月6日  
半壊：1戸  
市道：約470m

**平面図**

**【事業概要】**  
保全対象：人家25戸、市道L=約450m  
主な対策：砂防堰堤 1基  
高さ8.5m、幅48.0m  
(緊急事業分：高さ6.5m)  
採択額：約1.0億円（緊急事業）

**■進捗状況**

緊急事業完了高さH=6.5m  
令和2年11月17日

**被災状況**

**堰堤一般図**

設計：巧用地質株式会社  
施工：株式会社横山建設  
発注：西部建設事務所

工事完了（令和3年5月14日）

〇二河川支川21隣 砂防激甚災害対策特別緊急事業

【二河川支川21隣】砂防激甚災害対策特別緊急事業の完了について 

平成30年7月豪雨に伴い、安芸郡熊野町川角において発生した土砂災害（土石流）に対して広島県が緊急的に実施している砂防激甚災害対策特別緊急事業が完了しました。（令和4年3月8日）



位置図



平面図

【被害状況】  
土砂災害発生日：平成30年7月6日  
死者：4名  
全壊：7戸  
半壊：4戸  
町道：約500m

【事業概要】  
保全対象：人家64戸、町道L=約732m  
主な対策：溪流保全工L=230m  
事業費：約2.4億円



被災状況



設計：株式会社鹿谷建設コンサルタント  
施工：株式会社藤野技建  
発注：西部建設事務所



工事完了（令和4年3月8日）

③災害改良復旧事業

【一級河川太田川水系 三篠川災害復旧助成事業】

平成30年7月豪雨災害により三篠川では、溢水や越水による家屋等の流出・浸水や護岸崩壊、橋梁等の損壊といった甚大な被害が発生しました。このため、広島県では、被害が発生した際の流量を流下させるため、三篠川の県管理区間 18.7 kmのうち流下能力が不足している5区間、7.5 kmを「河道拡幅」、「河床掘削」、「築堤」により整備することとしており、令和5年度末の完成を目指し実施します。





**【二級河川瀬野川水系ひよき川砂防関連災害復旧事業】**

平成30年7月豪雨災害により、ひよき川では、土石流が流下し、下流域が広範囲に氾濫して、道路や家屋等に甚大な被害が発生しました。

広島県では被災区間770mを対象として、再度災害を防止するため、河積狭小区間の「河積拡大」、線形不良箇所「線形是正」、河床洗掘箇所「床固工設置」により改良復旧することとしており、令和4年度中の完成を目指し実施します。



**④令和元年度公共土木施設災害**

令和元年度においては、7月18日～22日に発生した梅雨前線と台風による豪雨、及び8月21日～22日に発生した前線による豪雨により、安芸高田市及び広島市において合計32箇所、被害額約390百万円の公共土木施設災害が発生した。

令和元年度における公共土木施設災害復旧事業の査定状況については次のとおりである。

査定次数	河川		砂防設備		道路		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
1次査定	23	212,839	6	71,168	1	3,061	30	287,068
2次査定	—	—	2	103,050	—	—	2	103,050
計	23	212,839	8	174,218	1	3,061	32	390,118

なお、本災害における令和4年5月末時点の復旧状況は、32箇所のうち9箇所の復旧が完了している。

**【復旧工事の実施状況】**



施工前



施工後

一級河川太田川水系 小河内川（安佐北区安佐町大字小河内）（第18号）

### ⑤令和2年度公共土木施設災害

令和2年度においては、7月5日～11日及び7月13日～16日に発生した梅雨前線による豪雨により、安芸高田市、広島市安佐北区・安芸区、東区、安芸郡府中町・海田町・熊野町及び江田島市において、合計52箇所、被害額約975百万円の公共土木施設災害が発生した。

令和2年度における公共土木施設災害復旧事業の査定状況については次のとおりである。

単位: 件数, 千円

査定回数	河川		砂防設備		道路		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
3次査定	37	757,764	9	144,342	6	72,763	52	974,869

なお、本災害における令和4年5月末時点の復旧状況は、52箇所のうち20箇所の復旧が完了している。

#### 【復旧工事の実施状況】



施工前



施工後

一級河川太田川水系 大谷川（広島市東区馬木二丁目）（第122号）

### ⑥令和3年度公共土木施設災害

令和3年度においては、7月7日～12日の梅雨前線及び8月11日～22日の前線による豪雨により、安芸高田市、広島市安芸区、安佐南区、安佐北区、西区、東区、佐伯区、安芸郡海田町・熊野町及び江田島市において、合計296箇所、被害額約5,890百万円の公共土木施設災害が発生した。

令和3年度における公共土木施設災害復旧事業の査定状況については次のとおりである。

単位：件数，千円

査定次数	河川		砂防設備		道路		合計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
3次査定	10	193,442	6	56,821	-	-	16	250,263
7次査定	2	70,935	-	-	-	-	2	70,935
8次査定	3	19,849	1	9,513	-	-	4	29,362
9次査定	19	256,364	5	76,554	3	12,740	27	345,658
10次査定	34	471,675	6	130,320	-	-	40	601,995
11次査定	41	655,451	5	76,400	1	9,576	47	741,427
12次査定	44	635,368	7	105,837	-	-	51	741,205
13次査定	29	598,754	12	157,917	1	6,032	42	762,703
14次査定	28	1,184,759	28	807,008	11	354,897	67	2,346,664
計	210	4,086,597	70	1,420,370	16	383,245	296	5,890,212

なお，本災害における令和4年5月末時点の復旧状況は，296箇所のうち7箇所の復旧が完了している。

#### イ 交通安全施設等整備事業

交通事故の防止と安全で快適な道路環境の確保を目的として，通学路交通安全プログラムに基づき，合同点検等を実施し「通学路安全確保のためのPDCA」を実行しながら，歩道の設置や防護柵等の整備を進める。



(主) 吉田豊栄線 交通安全施設等整備工事 (安芸高田市向原町戸島)

#### ウ 道路防災事業

山腹斜面からの落石や土砂崩壊等から道路交通の安全を確保するため，落石等危険箇所の総点検を行っており，緊急度の高い箇所から法面对策工事を進める。



(一) 北船木線 道路災害防除工事 (安芸高田市高宮町船木)

## エ 河川の整備

平成9年の河川法の改正に伴い河川計画の制度が改められ、地域の意見を踏まえた河川整備の推進を図ることとなり、従来の「工事実施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める「河川整備基本方針」と具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」の策定が義務付けられた。

当事務所管内では、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を策定し、次に示す河川整備を実施している。



高潮対策事業 猿猴川（広島市）

### 主な整備の概要

#### ①猿猴川高潮対策事業

事業場所 広島市南区松原町・京橋町～向洋大原町・仁保沖町  
計画高潮位 T.P+4.4m  
全体計画延長 左岸 L=5.5 km 右岸 L=6.2 km  
全体事業費 27,900 百万円  
事業期間 昭和 45 年度～

#### ②安川広域河川改修事業

事業場所 広島市安佐南区  
全体計画延長 L=7,990m  
事業区間 L=4,000m  
計画流量 450m<sup>3</sup>/s  
事業費 6,103 百万円  
事業期間 平成4年度～

## オ 砂防・急傾斜地の整備

### ①砂防施設の整備

荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家，耕地，公共施設等を守ることを目的として整備する。

令和4年度における通常砂防事業（公共）《災害関連事業は除く》は，大草谷川（広島市佐伯区），奥畑川支川19（広島市安佐南区）など全36溪流を予定している。

#### 事業採択要件

- ① 1件あたり事業費が1億円以上のもの
- ② 今後の豪雨等により多量の土砂を流下する恐れのある溪流で，公共施設（官庁，学校，病院，道路等のうち相当規模以上のもの），市街地，集落（人家50戸以上），耕地（耕地面積30ha以上）の保護効果のあるもの



砂防事業の施工例

八幡川砂防堰堤（江田島市大柿町）

### ②急傾斜地崩壊対策施設の整備

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するために急傾斜地の崩壊を防止する対策を実施し，民生の安定と国土の保全に資することを目的として整備する。

令和4年度における急傾斜地崩壊対策事業（公共）《災害関連事業は除く》は，大君地区（江田島市大柿町），矢野西3丁目37地区（広島市安芸区）など，全36地区を予定している。

#### 事業採択要件（県事業）

- ① 1件あたりの事業費が7,000万円以上のもの
- ② 急傾斜地の高さが10m以上あること
- ③ 移転候補地がないこと
- ④ 人家概ね10戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの



急傾斜地崩壊対策事業の施工例

大町西一丁目11地区（広島市安佐南区）

## カ 土砂災害防止法に基づく区域の見直し及び認知度向上

### ①土砂災害防止法に基づく区域の見直し

平成 11 年 6 月の広島市西部で発生した災害を契機に、土砂災害から国民の生命・身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅開発の抑制等を目的とする「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」が制定され、平成 13 年 4 月 1 日より施行（改正：平成 27 年 1 月 18 日）された。

西部建設事務所管内では、平成 27 年 3 月に策定された基礎調査実施計画に基づき、管内全ての小学校区（127 小学校区）において、令和元年 12 月に区域指定を完了した。

今後は、砂防関係事業による対策工事が完成した場合等において、区域の見直しを順次実施していく。

### ②土砂災害警戒区域等の認知度向上

西部建設事務所管内では、土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、各市町のホームページでの公表など、住民に対して土砂災害の恐れのある区域についての周知を図ってきた。

しかし、平成 30 年 7 月豪雨による被災地域において実施した避難実態に関するアンケート調査では、土砂災害警戒区域等が住民に十分認識されていないことが明らかになっており、大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、土砂災害に対して実効性のある避難を確保するために、土砂災害の恐れのある区域をより一層周知する必要があることから、管内の各小学校区等に「土砂災害警戒区域等を示した標識」を令和 5 年度までに設置（140 校区，195 基）することを目標としている。（令和 3 年度末 14 校区，18 基設置）

#### 【標識設置状況】



切串小学校（江田島市）



愛郷小学校（安芸高田市）

## キ プレジャーボート等不法係留対策

### ①河川区域

広島湾地域の河川や港湾には、2214隻(平成18年国土交通省・農林水産省のプレジャーボート全国実態調査)の不法係留されたプレジャーボートがあり、うち、県知事管理の2河川(京橋川・猿猴川)には、567隻が不法に係留されていた。

河川区域内の不法係留対策を進めるため、平成10年9月に国土交通省中国地方整備局と共同で「太田川水系不法係留対策に係る計画」を策定し、不法係留船の対策に着手した。プレジャーボートの放置による問題が大きいと認められる河川から、係留保管施設の整備状況に応じて、順次「重点的撤去区域」を指定し、適正な不法係留船対策に取り組んで来た。

当所では、平成19年10月に、京橋川及び猿猴川の全域を重点的撤去区域に指定、平成23年2月には、瀬野川、矢野川、御幸川及び岡の下川の4河川を重点的撤去区域に指定している。

プレジャーボート等不法係留の状況(プレジャーボート全国実態調査(国土交通省他))

河川名	平成22年調査	H26年調査	H30年調査
京橋川	32	5	7
猿猴川	239	120	46
瀬野川	27	1	-
矢野川	33	-	-
御幸川	101	30	31
岡ノ下川	50	1	2
計	482	157	77

### ②一般海域

平成30年3月に策定された放置艇解消のための基本方針に基づき、海域におけるプレジャーボートの適正保管のため、重点放置禁止区域の指定に取り組んでおり、当所が管理する一般海域では、5地区が該当する。

地区名	重点放置禁止区域指定日	備考
小屋浦地区(安芸郡坂町)	令和元年11月7日	
王泊地区(江田島市)	令和2年11月5日	
島戸地区(江田島市)	令和3年4月22日	
長浜地区(江田島市)		令和4年度指定予定
鷺部公園地区(江田島市)		令和4年度指定予定

## 〔施策Ⅱ〕 交流・連携を支えるネットワークの充実・強化

### 《主な取組》

- ◆ 企業活動や県民生活を支える広域交通ネットワーク及び地域間交流を促進する道路整備を推進
- ◆ 狭隘区間や線形不良箇所を解消し安全快適な道路空間を形成するための道路整備の推進

### 【主な事業（箇所）】（R3～R7年度）

事業名	箇所名（所在地・地区名）	事業概要
(主) 吉田豊栄線道路改良事業	安芸高田市向原町～吉田町	道路整備（一部トンネル）
(主) 矢野安浦線道路改良事業	安芸郡熊野町出来庭	道路整備
(国) 487号緊急地方道整備・道路改良事業	江田島市江田島町中郷	道路整備

## ア 道路の整備

経済活動の広域化や地域間競争が激化する中で、広域的な交流・連携の強化は緊急の課題となっている。一方で、近年の財政状況の悪化等により、より効率的かつ戦略的な予算執行が求められている。したがって、広島県では「広島県道路整備計画2021」に基づき高規格幹線道路や地域高規格道路など広域交通ネットワークの強化を重点的に進めることとしている。

当事務所では、地域高規格道路である東広島高田道路のうち、向原～吉田間の約5kmについて平成17年度より事業着手し、平成19年度から吉田地区の用地買収を開始しており、令和4年度は、平成30年度より施工している（仮称）向原吉田トンネルの工事を促進する。

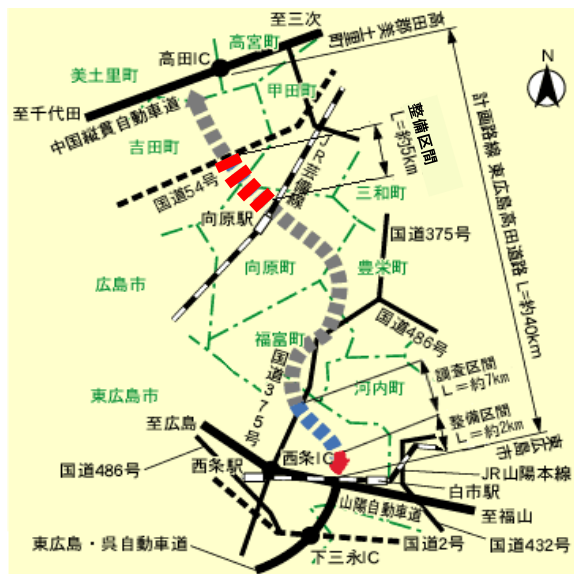
また、広域交通ネットワークを補完し地域間の交流を促進する道路である主要地方道矢野安浦線、及び一般国道487号についても改良工事を実施している。

### ①地域高規格道路 東広島高田道路

起 終 点 東広島市  
 ～安芸高田市美土里町  
 路線延長 約40km  
 道路規格 第1種第3級

#### うち向原吉田道路

起 終 点 安芸高田市向原町  
 ～安芸高田市吉田町  
 路線延長 約5km  
 道路規格 第1種第3級



東広島高田道路 路線概要図



②主要地方道 矢野安浦線（川角工区・熊野バイパス工区）

起 終 点 安芸郡熊野町川角～萩原

路線延長 約 2.4 k m

道路規格 第 4 種第 1 級



道路改良事業 矢野安浦線（安芸郡熊野町）



③一般国道 487 号

【小用工区】

起 終 点 江田島市江田島町中央～小用

路線延長 約 2.5 k m

道路規格 第 3 種第 2 級

【中郷工区】

起 終 点 江田島市江田島町宮ノ原～中央

路線延長 約 1.3 k m

道路規格 第 3 種第 2 級



## 【施策Ⅲ】魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成

### 《主な取組》

- ◆ 道路と鉄道を立体交差化することで交通混雑の解消及び安全性の向上などの都市機能の向上を図るための広島市東部地区連続立体交差事業の推進
- ◆ 安全で円滑な都市交通の確保及び都市環境の整備の推進

### 【主な事業（箇所）】（R3～R7年度）

事業名	箇所名（所在地・地区名）	事業概要
広島市東部連続立体交差事業	JR 山陽本線 安芸郡海田町成本～安芸郡府中町鹿籠一丁目 JR 呉線 安芸郡海田町南大正町～安芸郡海田町新町	JR 山陽本線と JR 呉線の高架化
(都) 坂中央線	安芸郡坂町平成ヶ浜～坂町坂東	道路整備 (一部高架)
(都) 青崎池尻線街路事業	安芸郡府中町青崎中～桃山二丁目	道路整備

## ア 広島市東部地区連続立体交差事業

広島都市圏東部の向洋駅及び海田市駅周辺は、山陽本線・呉線によって市街地が分断され、踏切遮断による交通渋滞等により、都市機能が著しく阻害された状況となっている。このため、当該地域において、都市交通の円滑化を図り、市街地の一体化及び健全な街づくりを行うことを目的として連続立体交差事業を推進するものである。

また、これと併せて関連街路の整備や、向洋駅及び海田市駅周辺における土地区画整理事業を行い、安全で住み良い居住環境の改善と拠点機能の強化を図ることとしている。

当該事業については、令和元年5月に都市計画変更を行い、同年10月の事業認可を経て、設計等を進めてきたところである。令和2年6月にはJR西日本との協議が整ったため、当事業のI期区間（向洋駅周辺）の工事基本協定を県・広島市及びJR西日本の3者で締結し、早期完成に向けて事業推進を図っている。

### 事業概要

#### (a) 事業区間及び事業主体

事業区間は次図のとおり。このうち、府中町・海田町の地域は広島県が、広島市域は広島市が事業主体として施行する。

#### (b) 事業箇所

広島市（南区青崎，安芸区船越），安芸郡府中町，安芸郡海田町

#### (c) 事業内容

山陽本線・呉線の高架化

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却
広島市東部地区	広島県 広島市	山陽本線 3.9km 呉線 1.2km	山陽本線 12ヶ所 呉線 4ヶ所



事業区間



完成予想図

## イ 街路事業

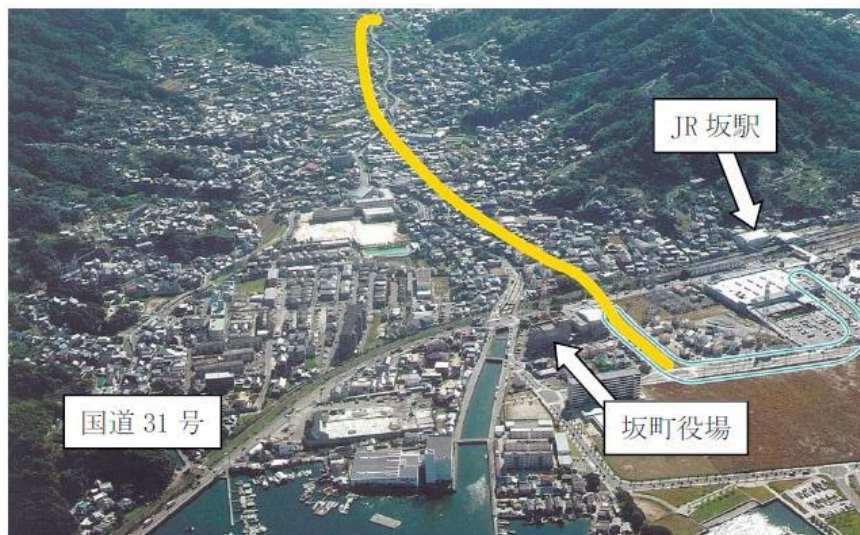
安全で円滑な都市交通の確保及び都市環境の整備を図るため、「広島県道路整備計画 2021」に基づき、坂中央線、青崎池尻線等の街路整備を進めている。

### ① 坂中央線

坂中央線街路整備事業は、JR呉線と国道31号に分断された新市街地と旧市街地の交流・連携の強化と、国道交差点およびJR踏切により生じる渋滞の緩和を目的とする事業であり、一般県道坂小屋浦線道路改良事業と一体的に進めている。平成22年度に事業着手し、早期完成に向けて事業推進を図っている。

#### 【都市計画道路坂中央線・一般県道坂小屋浦線の概要】

- (a) 延長 L=約 1.5km
- (b) 事業箇所 安芸郡坂町平成ヶ浜～坂町坂東
- (c) 道路構造 幅員 W=17m (2車線)
- (d) 構造 平面，一部高架構造 (JR呉線高架部)



### ② 青崎池尻線

青崎池尻線は、府中町内を南北に結び、幹線街路網を構成する路線である。

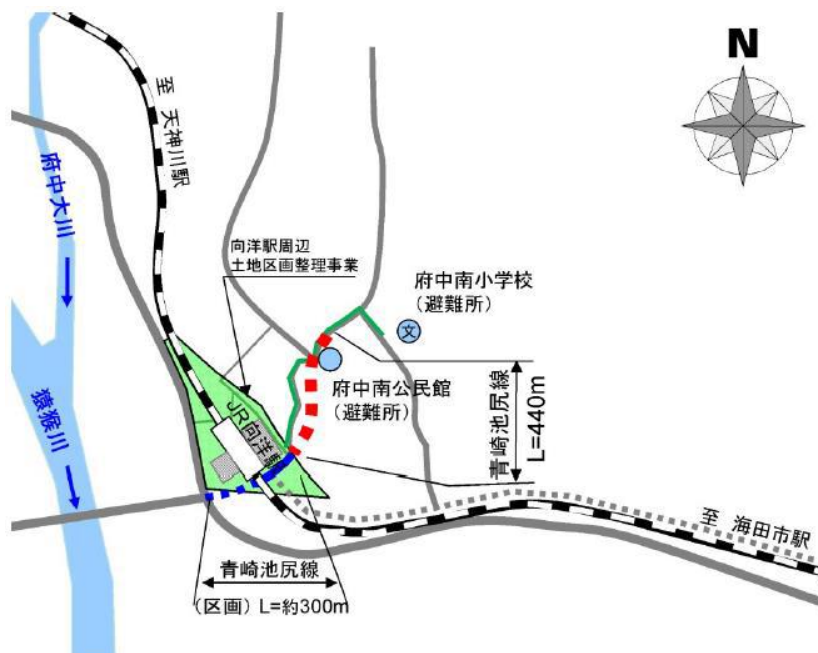
当事業は、新たに2車線の街路を整備することにより、向洋駅利用者の利便性向上及び向洋駅北口へのアクセス機能の強化による交通の円滑化を目的とした街路改良事業である。

当事業は、平成24年度に事業着手し用地取得に努めており、令和2年度には一部工事

に着手し，早期完成に向けて事業推進を図っている。

### 青崎池尻線街路事業の概要

- (a) 延長  $L=440\text{m}$
- (b) 事業箇所 安芸郡府中町青崎中～桃山二丁目
- (c) 道路構造 幅員  $W=12\text{m}$  (2車線)



## 〔共通施策〕社会資本の適切な維持管理の推進

《主な取組》

- ◆ 社会インフラの計画的な老朽化対策の推進
- ◆ 河川の流下能力を確保するための計画的な堆積土等除去の推進

### ア アセットマネジメントの推進

本県では、これまで道路、河川、砂防や港湾など、多岐にわたる公共土木施設の整備に積極的に取り組んできた。その結果、いまだ十分とはいえないものの、高度成長期を経て多くの公共土木施設を整備し、社会経済活動や県民生活の向上を支えてきた。

しかしながら、高度成長期に整備された多くは、既に建設後 40 年を迎えており、今後、集中的に更新時期を迎えることから、既存施設を有効に活用し、維持修繕費を含めた総合コストの縮減及び施設の長寿命化を図る必要がある。

このため、広島県では計画的かつ効率的な維持管理を推進するとともに、体系的に維持管理を進めるためのアセットマネジメントを行っている。

そこで、当所では、アセットマネジメントの基礎となる既存施設のデータ（延長、幅、構造、材質、施工年度、補修履歴など）を体系的に整備するために、各施設の重要度や優先度に応じてパトロールや定期点検など計画的に施設点検を実施している。

#### （今までの取組状況）

平成 17 年度に「公共土木施設維持管理基本計画」を策定し、それに基づいて、各種マニュアルの策定、施設点検及びシステムの構築などを行ってきた。

現在は、老朽化対策の今後の取組を示す「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に位置付けられた施設分類毎の「修繕方針」に沿って、計画的な維持管理に取り組んでいる。

（国）433 号 式敷大橋（安芸高田市高宮町佐々部）



補修前



補修後

### イ 河川の堆積土等除去の推進

平成 30 年 7 月豪雨が発生するなど、近年の頻発化・激甚化する水災害を踏まえ、県民の生命や財産を守るため、河川の適切な機能を維持することが極めて重要となっている。

このため、計画的に堆積土の除去を行うことにより河道が本来持っている流下能力を確保・維持し、浸水被害の軽減、人命の保全、社会経済活動の深刻な被害の軽減を図る。

(計画目標)

河道内の堆積状況をレベル1～3に区分し、次の目標を掲げ堆積土等の除去を推進する。

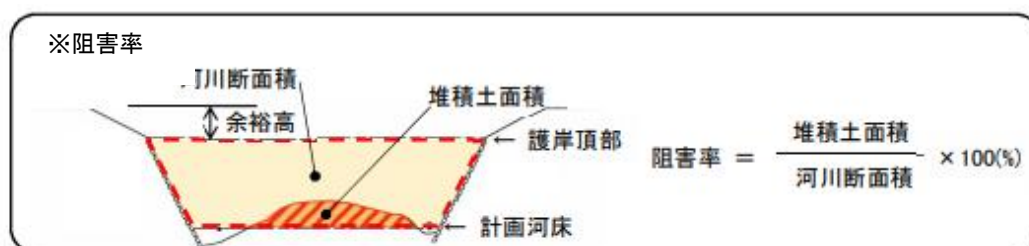
- ・ レベル3の無い状態を維持する。
- ・ レベル2の箇所のうち、一定規模の洪水により河川背後地において床上浸水被害、役場や重要施設（避難所、医療施設など）に浸水被害が発生するおそれのある箇所の解消を目指す。

【堆積土・樹木が治水に与える影響】

レベル	治水上の影響
1	治水に与える影響が小さいと判断できる状態
2	治水上の影響があり、重点的に監視しながら対策を検討する必要がある状態
3	治水上の影響が大きく、緊急に対策を実施する必要がある状態

【堆積土の分類と状態】

レベル	河川巡視・点検での分類	堆積土の状態
1	変状なし	土砂の堆積が見られない状態。
	経過観察	障害率が概ね15%未満と判断される状態。
2	要対策箇所	障害率が概ね15～20%と判断される状態。
3	対策箇所	障害率が概ね20～30%と判断される状態。
	緊急対策箇所	障害率が概ね30%以上と判断される状態。



【樹木の分類と状態】

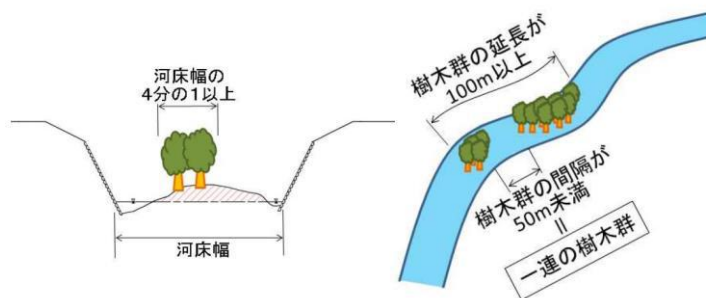
レベル	河川巡視・点検での分類	樹木の状態
1	変状なし	河川内に樹木が見られない状態。
	経過観察	樹木が見られるが「治水に影響がある状態」※1に該当していない状態。
2	要対策箇所	「治水に影響がある状態」※1の①または②に該当している状態。
3	対策箇所	「治水に影響がある状態」※1の①かつ②に該当している状態。
	緊急対策箇所	倒木などにより、河川断面の大部分が障害されている状態。

※1：河川内の樹木が「治水に影響がある状態」として、次の2つの状態を定義します。

① 河川横断方向における樹木群の幅が河床幅の4分の1以上

② 河川縦断方向の樹木群の延長が100m以上

(河川縦断方向における樹木群の間隔が50m未満の場合は一連の樹木群と判断します。)



## ウ 事務移譲

広島県の方権改革を実現するために、「分権システム推進計画」が策定され、平成17年度から、それぞれ管内の市町へ権限を移譲することとなった。

平成18年度より各市町と事務移譲に関する覚書の締結を開始し、順次科目の追加等を行っており、平成20年度から次のような事務移譲を実現している。

市町名	科 目				
	道路改良	交通安全施設	道路施設等維持	急傾斜維持修繕	護岸等維持修繕
広島市	—	—	—	市内一円	—
安芸高田市	主要地方道 1路線 一般県道 3路線	一般県道 1路線（一 種） 市内一円 （二種）	市内一円 ※	市内一円	—
江田島市	一般県道 2路線	市内一円 （二種）	市内一円 ※	市内一円	市内一円
府中町	—	町内一円 （二種）	町内一円	町内一円	—
海田町	—	町内一円 （二種）	町内一円	町内一円	—
熊野町	—	町内一円 （二種）	町内一円 ※	町内一円	—
坂町	—	—	町内一円	町内一円	町内一円

## 主な移譲路線名

市町名	道路改良	交通安全施設（一種）
安芸高田市	（主）千代田八千代線 （一）船木上福田線 （一）中北川根線 （一）三次江津線	（一）邑南高宮線
江田島市	（一）大君深江線 （一）深江柿浦線	

※ 道路施設等維持対象外路線名

市町名	路 線 名
安芸高田市	国道433号, (主) 浜田八重可部線, (主) 吉田邑南線, (主) 吉田豊栄線, (主) 広島三次線, (主) 三次美土里線
江田島市	国道487号
熊野町	(主) 矢野安浦線

(3) 総合計画図（別冊）

当事務所管内市町における事業別整備計画に掲げる令和3年度から令和7年度の5年間に実施する主な事業は次のとおりである。



## 5 主要関連資料

### (1) 予算の概要

区 分		令和3年度				令和4年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
公共事業	土木事業	(259) 101	(14,128,211) 7,588,876	(158) 75	(10,807,284) 2,445,676	(184) 107	(17,910,548) 7,198,290	94.9
	都市事業	(9) 5	(1,424,749) 1,060,000	(6) 5	(1,055,179) 282,300	(7) 5	(1,143,510) 1,946,000	183.6
	計	(268) 106	(15,552,960) 8,648,876	(164) 80	(11,862,463) 2,727,976	(191) 112	(19,054,058) 9,144,290	105.7
災害復旧 事業	土木事業	(301) 43	(8,418,632) 618,441	(270) 81	(4,877,374) 908,735	(217) 144	(5,637,685) 3,298,130	-
	都市事業	0	0	0	0	0	0	-
	計	(301) 43	(8,418,632) 618,441	(270) 81	(4,877,374) 908,735	(217) 144	(5,637,685) 3,298,130	-
単独建設 事業	土木事業	(31) 59	(975,459) 1,639,100	(23) 47	(971,658) 413,512	(33) 54	(1,360,967) 1,215,200	74.1
	都市事業	(2) 6	(26,000) 122,000	(2) 5	(41,000) 56,729	(2) 4	(32,645) 60,000	49.2
	計	(33) 65	(1,001,459) 1,761,100	(25) 52	(1,012,658) 470,241	(35) 58	(1,393,612) 1,275,200	72.4
維持修繕	土木事業		(198,342) 1,461,433		(390,608) 2,112,754		(1,691,221) 1,664,124	113.9
	都市事業		0		0		0	-
	計		(198,342) 1,461,433		(390,608) 2,112,754		(1,691,221) 1,664,124	113.9
受託事業	土木事業	(2) 1	(210,017) 640,000	(2) 1	(63,768) 440	(1) 3	(206,000) 144,000	22.5
	都市事業	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	-
	計	(2) 1	(210,017) 640,000	(2) 1	(63,768) 440	(1) 3	(206,000) 144,000	22.5
合 計	土木事業	(593) 204	(23,930,661) 11,947,850	(453) 204	(17,110,692) 5,881,117	(435) 308	(26,806,421) 13,519,744	113.2
	都市事業	(11) 11	(1,450,749) 1,182,000	(8) 10	(1,096,179) 339,029	(9) 9	(1,176,155) 2,006,000	169.7
	計	(604) 215	(25,381,410) 13,129,850	(461) 214	(18,206,871) 6,220,146	(444) 317	(27,982,576) 15,525,744	118.2

(注) 上段 ( ) 書きは前年度からの繰越事業で外数である。

ア 公共事業の状況

区 分 事業名		令和3年度				令和4年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
道 路	道路改良 (通常)	(7) 4	(2,181,200) 1,789,000	(5) 5	(2,150,200) 621,209	(3) 4	(1,120,000) 1,579,000	88.3
	道路改良 (交付金・公共)	(10) 4	(980,634) 263,000	(6) 0	(717,659) 0	(7) 5	(589,000) 284,000	108.0
	交通安全 (通常)	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 3	(0) 38,000	0.0
	交通安全 (交付金・公共)	(6) 7	(119,443) 105,000	(4) 5	(80,963) 70,682	(8) 5	(82,318) 208,500	198.6
	道路災害防除 (通常)	(7) 6	(319,000) 464,900	(4) 4	(194,200) 39,165	(9) 5	(653,517) 306,700	66.0
	道路災害防除 (交付金・公共)	(7) 0	(140,334) 0	(5) 0	(105,014) 0	(2) 0	(47,567) 0	—
	舗装補修 (交付金・公共)	(0) 1	(0) 7,000	(0) 1	(0) 7,000	(1) 1	(11,000) 62,000	885.7
	除雪 (交付金・公共)	(1) 0	(27,000) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 30,000	0.0
	計	(38) 22	(3,767,611) 2,628,900	(24) 15	(3,248,036) 738,056	(30) 23	(2,503,402) 2,508,200	95.4
河 川	河川改修	(6) 6	(344,188) 398,600	(7) 6	(295,754) 149,472	(4) 7	(475,208) 402,150	100.9
	高潮対策	(2) 1	(347,308) 105,000	(1) 0	(289,793) 0	(2) 3	(351,515) 73,500	70.0
	河川災害関連事業	(2) 1	(1,206,636) 2,506,900	(2) 1	(891,200) 1,187,178	(1) 1	(4,731,828) 2,393,800	95.5
	堰堤改良事業	(2) 0	(103,521) 0	(2) 0	(158,400) 0	(2) 2	(230,086) 71,990	—
	計	(12) 8	(2,001,653) 3,010,500	(12) 7	(1,635,147) 1,336,650	(9) 13	(5,788,637) 2,941,440	97.7
砂 防	通常砂防	(45) 36	(1,929,101) 771,050	(21) 39	(1,007,070) 237,153	(46) 39	(2,001,155) 823,300	106.8
	急傾斜地崩壊対策	(43) 34	(1,580,597) 1,173,701	(35) 9	(1,516,610) 88,094	(36) 32	(793,172) 925,350	78.8
	地すべり	(2) 1	(18,697) 4,725	(1) 1	(18,696) 4,935	(1) 0	(3,990) 0	0.0
	砂防災関連事業	(3) 0	(177,744) 0	(1) 0	(116,230) 0	(1) 0	(58,585) 0	0.0
	災害関連緊急砂防費	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 31,637	(2) 0	(289,628) 0	0.0
	砂防激甚災害特別緊急事業	(114) 0	(4,577,358) 0	(62) 2	(3,182,795) 9,151	(59) 0	(6,471,979) 0	0.0
	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策	(2) 0	(75,450) 0	(2) 0	(82,700) 0	(0) 0	(0) 0	—
	計	(209) 71	(8,358,947) 1,949,476	(122) 53	(5,924,101) 370,970	(145) 71	(9,618,509) 1,748,650	89.7
土木事業計		(259) 101	(14,128,211) 7,588,876	(158) 75	(10,807,284) 2,445,676	(184) 107	(17,910,548) 7,198,290	94.9
都市事業	街路改良 (交付金・公共)	(9) 5	(1,424,749) 1,060,000	(6) 5	(1,055,179) 282,300	(7) 5	(1,143,510) 1,946,000	183.6
都市事業計		(9) 5	(1,424,749) 1,060,000	(6) 5	(1,055,179) 282,300	(7) 5	(1,143,510) 1,946,000	183.6

イ 災害復旧事業の状況

区 分 事業名		令和3年度				令和4年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
公 共 事 業	平成29年発生災害	(2)	(8,952)	(2)	(8,952)			-
	平成30年発生災害	(289)	(8,288,709)	(241)	(4,618,551)	(136)	(4,279,118)	-
	平成31年発生災害	(6)	(45,322)	(14)	(56,994)	(31)	(224,677)	-
	令和2年発生災害	25	223,560	6	26,418			-
	令和3年発生災害	18	394,881	1	1,790	(15)	(288,201)	-
						24	407,345	-
	計	(297)	(8,342,983)	(257)	(4,684,497)	(182)	(4,791,996)	-
		43	618,441	13	84,446	144	3,298,130	-
	令和2年発生災害	(4)	(75,649)	(13)	(192,877)			-
	令和3年発生災害			63	648,306	(24)	(712,401)	-
計	(4)	(75,649)	(13)	(192,877)	(24)	(712,401)	-	
			52	648,306			-	
合 計	(301)	(8,418,632)	(270)	(4,877,374)	(206)	(5,504,397)	-	
	43	618,441	65	732,752	144	3,298,130	-	
単 独 事 業	令和3年発生災害			16	175,983	(11)	(133,288)	-
	合 計	(0)	(0)	(0)	(0)	(11)	(133,288)	-
		0	0	16	175,983	0	0	-

ウ 単独建設事業の状況

区 分 事業名		令和3年度				令和4年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
道 路	道路改良	(9)	(108,178)	(8)	(108,178)	(13)	(170,041)	57.6
	交通安全施設	19	480,000	11	81,814	15	276,500	
	計	(9)	(108,178)	(8)	(108,178)	(15)	(177,641)	103.8
		23	506,500	13	100,314	21	304,000	60.0
河 川	河川改良	(6)	(482,120)	(7)	(479,440)	(7)	(774,053)	79.0
	計	12	934,000	11	158,348	14	738,200	
		(6)	(482,120)	(7)	(479,440)	(7)	(774,053)	79.0
		12	934,000	11	158,348	14	738,200	
砂 防	通常砂防	(16)	(93,953)	(8)	(92,833)	(11)	(71,964)	88.6
	急傾斜地崩壊対策	23	193,000	22	118,059	18	171,000	
	計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	35.7
		1	5,600	1	5,600	1	2,000	
		(16)	(93,953)	(8)	(92,833)	(11)	(71,964)	87.1
		24	198,600	23	123,659	19	173,000	
県土防災対策緊急事業			(291,208)		291,207		(337,309)	0.0
			0		31,191		0	
土木事業計		(31)	(975,459)	(23)	(971,658)	(33)	(1,360,967)	74.1
		59	1,639,100	47	413,512	54	1,215,200	

区 分 事 業 名		令和3年度				令和4年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
都市事業	街路改良	(2)	(26,000)	(2)	(41,000)	(2)	(32,645)	83.3
		5	72,000	4	23,773	4	60,000	
	街路整備関連事業	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0.0
		1	50,000	1	32,956	0	0	
都市事業計		(2)	(26,000)	(2)	(41,000)	(2)	(32,645)	49.2
		6	122,000	5	56,729	4	60,000	

## エ 維持修繕の状況

区 分 事 業 名		令和3年度				令和4年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
道 路	道路災害防除		(5,000)		(5,000)		(70,972)	120.9
			111,000		40,028		134,200	
	舗装道補修		21,000		(21,000)		38,402	101.6
			80,000		41,599		81,250	
道路施設等維持		(17,043)		(17,043)		(55,674)	106.8	
		360,968		355,100		385,370		
	計		(43,043)		(43,043)		(165,048)	108.9
			551,968		436,727		600,820	
河 川	海岸維持修繕		(0)		(0)		(3,000)	97.8
			4,500		3,500		4,400	
	護岸等修繕		(75,709)		(75,709)		(529,405)	117.3
			319,065		546,413		374,224	
河道浚渫		(56,002)		(56,002)		(666,730)	128.6	
		350,000		539,071		450,000		
	計		(131,711)		(131,711)		(1,199,135)	123.0
			673,565		1,088,984		828,624	
砂 防	砂防維持修繕		(10,000)		(10,000)		(317,802)	114.8
			118,500		488,179		136,000	
	急傾斜維持修繕		(13,588)		(13,000)		(2,386)	83.2
			116,600		98,714		97,000	
地すべり維持修繕		(0)		(0)		(350)	200.0	
		500		150		1,000		
	計		(23,588)		(23,000)		(320,538)	99.3
			235,600		587,043		234,000	
港 湾	港湾維持修繕		300		0		680	226.7
	計		300		0		680	226.7
総合維持費			(0)		(192,854)		(6,500)	0.0
			0		0		0	
土木事業計			(198,342)		(390,608)		(1,691,221)	113.9
			1,461,433		2,112,754		1,664,124	

オ 受託事業

区分 事業名		令和3年度				令和4年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
受託事業	道路	(1) 0	(13,096) 0	(1) 0	(12,997) 0	(0) 0	(0) 0	-
	河川	(1) 1	(196,921) 640,000	(1) 0	(50,771) 0	(1) 1	(206,000) 54,000	8.4
	砂防	0	0	1	440	2	90,000	0.0
	その他							
	計	(2) 1	(210,017) 640,000	(2) 1	(63,768) 440	(1) 3	(206,000) 144,000	22.5

【参考】

区分 事業名		令和3年度				令和4年度		前年度比 B/A %
		当 初 (A)		最 終		当 初 (B)		
		箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	箇所数	事業費 (千円)	
その他事業	ダム管理		33,565		31,787		32,139	95.8
	魚切ダム貯水池 水質改善事業		2,842		2,842		2,842	100.0
	放置艇対策費		680		59		0	0.0
	都市計画関連審議会 等運営費		350		350		350	100.0
	計		37,437		35,038		35,331	94.4

## (2) 用地補償の状況

令和3年度(実績)

(令和4年3月31日現在)

事業名		用地補償費 (千円)	事業 箇所数	土地 買収筆数	家屋 移転件数	備考
公 共 事 業	道路改良事業	5,060	2	0	0	
	通常砂防事業	904	1	0	0	
	街路事業	55,726	2	0	0	
	過年発生災害復旧事業	717	3	4	0	
	河川災害関連事業	862,407	7	162	16	
	砂防激甚災害対策特別事業	219,762	33	134	2	
	道路改良事業(交付金)	2,668	2	0	0	
	交通安全施設事業(交付金)	34,473	2	3	1	
	河川改修事業(交付金)	52,257	1	1	1	
	通常砂防事業(交付金)	35,074	5	14	0	
	急傾斜地崩壊対策事業(交付金)	3,299	6	0	1	使用貸借
	砂防災害関連事業事業(交付金)	32,018	1	17	0	
	街路事業(交付金)	7,586	2	0	0	
	小計	1,311,951	67	335	21	
単 独 事 業	道路改良事業	5,000	4	4	0	
	道路施設等維持事業	3,939	1	0	0	
	河川改良事業	2,105	3	0	0	
	通常砂防事業	3,298	4	6	0	
	砂防事業(市町村土木事業受託)	411	1	0	0	
	砂防維持修繕事業	3,523	1	3	0	
	街路事業	6,078	1	1	0	
	県土防災対策緊急事業	3,546	3	0	0	
小計	27,900	18	14	0		
先 行 取 得	土地開発公社資金	104,800	6	50	0	
	小計	104,800	6	50	0	
合計		1,444,651	91	399	21	

※用地補償費には繰越額を含む。

※端数処理のため、合計額が一致しない場合がある。

令和4年度(計画)

(令和4年4月1日現在)

事業名	用地補償費 (千円)	事業 箇所数	備考
公共事業	4,414,797	81	
単独事業	565,356	15	
先行取得	0	0	
計	4,980,153	96	

### (3) 管理の状況

#### ア 道路の管理

管内の道路は、一般国道3路線、県道47路線で、364.91キロメートルである。

これらの道路における安全の確保と機能の向上を図るため、職員による通常パトロール及び委託業者による道路巡視により、危険箇所の点検、不法占用物件の除去、その他路面異常の早期発見に努めている。

#### イ 河川の管理

管内の河川は、県知事管理の一級河川が92河川、405.03キロメートル、二級河川が19河川、94.95キロメートルである。

これらの管理に当っては、河川法の規定に基づき適正な河川の利用と、流水の正常な維持ができるように努めるとともに、河川敷地内に存在する不法占用物件の除去等適正な維持管理に努めている。

#### ウ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の管理

管内の砂防指定地は565箇所、急傾斜地崩壊危険区域は600箇所、地すべり防止区域は2箇所を指定している。

これらの管理に当っては、有害行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の充実に努めている。

#### エ 海岸保全区域の管理

管内では、国土交通省所管の海岸保全区域として8箇所を指定している。

これらの管理に当っては、パトロール等により、危険箇所の早期発見、不法占用物件の除去等適正な利用、運営等がなされるよう維持管理に努めている。

#### オ 広島県アダプト制度について

マイロードシステム、ラブリバー制度を統合して、平成20年度からアダプト団体に活動奨励金を支給する広島アダプト活動支援事業がスタートし、住民、企業、団体等と県・市町・NPO法人が協力して、道路、河川の管理、美化活動に取り組んでいる。

#### カ 道路、河川、砂防等の許可等件数

区 分	許 可 等 件 数		備 考	
	令和2年度	令和3年度		
道 路 占 用 許 可	新規	614	646	
	更新	384	324	
道 路 改 築 承 認		32	52	
道 路 工 事 施 工 命 令		61	53	
特 殊 車 両 通 行 許 可	新規	259	177	
	更新	22	33	
	協議	443	491	
河 川 法 承 認 ( 2 0 条 )		1	3	
河 川 法 許 可 ( 2 3 条 )	新規	0	3	
	更新	1	0	
河 川 法 許 可 ( 2 4 ・ 2 6 ・ 2 7 条 )		429	475	
河 川 法 許 可 ( 2 4 条 )	更新	501	330	
河 川 法 ( 3 4 条 )	承認	8	11	
普 通 河 川 等 の 工 事 許 可		95	92	

区 分	許 可 等 件 数		備 考
	令和2年度	令和3年度	
砂防指定地内制限行為許可（同意）	63	240	
砂防設備占用許可（同意）	新規	193	190
	更新	259	359
急傾斜地崩壊危険区域内制限行為の許可	45	42	
地すべり防止区域内制限行為の許可	0	0	
土砂災害防止法に関する 特定開発行為許可（同意）	新規	2	1
	変更	1	0
岩石採取計画の認可	0	0	
砂利採取計画の認可	0	0	
海岸保全区域の占用許可	新規	1	1
	更新	1	2
その他の海岸法関係許可	新規	0	0
	更新	0	0
一般海域占用許可等	新規	16	19
	更新	12	12
境 界 立 会	道路	62	26
	河川	43	70
	砂防	37	40
	海岸	0	1
境 界 確 定 協 議	道路	49	15
	河川	20	34
	砂防	14	23
	海岸	0	0
境 界 確 定 証 明	道路	8	2
	河川	1	2
	砂防	0	4
	海岸	0	0
そ の 他 各 種 証 明	2	5	
計	3,679	3,778	

キ アダプト活動認定団体数

(令和4年4月1日現在)

区 分	認定数	備 考
マイロード	77	
ラブリーバー	143	
計	220	



(4) 建設業及び宅地建物取引業の指導

ア 建設業許可申請等受理件数

種 別			受 理 件 数			
			令和2年度	令和3年度		
建設業	許可申請	新 規	450	391		
		内 訳	大 臣 許 可	0	0	
			知 事 許 可	450	391	
		更 新	大 臣 許 可	1,298	1,408	
			知 事 許 可	0	0	
		変 更 届	決 算 ・ 役 員 等	8,454	8,511	
	内 訳		大 臣 許 可	0	0	
			知 事 許 可	8,454	8,511	
	審査申請	審 査	経 営 事 項 審 査	1,276	1,271	
			内 訳	大 臣 許 可	0	0
				知 事 許 可	1,276	1,271
		申 請	経 営 事 項 審 査 (再 審 査)	0	0	
			内 訳	大 臣 許 可	0	0
				知 事 許 可	0	0
			建 設 工 事 等 入 札 参 加 資 格 (注)	311	18	
		内 訳	建 設 業 : 大 臣 許 可	4	0	
			建 設 業 : 知 事 許 可	283	15	
			測 量 及 び 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	24	3	
	営 業 所 調 査		0	0		
	計		11,789	11,599		
浄化槽工事業	登 録	新 規	2	0		
		更 新	3	2		
		変 更	0	0		
	届 出	新 規	3	3		
		変 更	51	49		
計		59	54			
解体工事業	登 録	新 規	24	23		
		更 新	9	8		
		変 更	13	15		
	計		46	46		

(注) 建設工事等入札参加資格

		2年度 (本申請)	3年度 (追加申請)	4年度 (追加申請)	計
「令和3・4年度分」申請数		302	18	-	320
内 訳	建設業 : 大臣許可	4	0	-	4
	建設業 : 知事許可	275	15	-	290
	測量及び建設コンサルタント	23	3	-	26

		30年度 (本申請)	元年度 (追加申請)	2年度 (追加申請)	計
「令和元・2年度分」申請数		396	42	9	447
内 訳	建設業 : 大臣許可	5	0	0	5
	建設業 : 知事許可	366	32	8	406
	測量及び建設コンサルタント	25	10	1	36

イ 宅地建物取引業免許申請等受理状況

種 別			受 理 件 数		
			令和2年度	令和3年度	
宅 建 業	免許申請	新 規	84	85	
		内 訳	大 臣 免 許	3	1
			知 事 免 許	81	84
		更 新	194	476	
		内 訳	大 臣 免 許	3	11
			知 事 免 許	191	465
	変更届	登 載 事 項 等	705	664	
		内 訳	大 臣 免 許	101	98
			知 事 免 許	604	566
		50 条 第 2 項	130	84	
内 訳		大 臣 免 許	81	49	
	知 事 免 許	49	35		
計			1,113	1,309	
宅地建物取引士	資格申請	登 録	328 〔県内総数 : 464〕	344 〔県内総数 : 465〕	
		変 更	637	609	
	計			965	953

### ウ 建設業及び宅地建物取引業者等数調

区 分	地域別	令和3年3月31日現在			令和4年3月31日現在		
			業 者 数	対県内比	業 者 数	対県内比	
建設業者	県 内	大臣	268	—	大臣	273	—
		知事	11,591	—	知事	11,641	—
	管 内	大臣	177	66.0	大臣	182	66.7
		知事	6,592	56.9	知事	6,613	56.8
宅建業者	県 内	大臣	46	—	大臣	46	—
		知事	2,843	—	知事	2,868	—
	管 内	大臣	39	84.8	大臣	38	82.6
		知事	1,890	66.5	知事	1,905	66.4
計	県 内	大臣	314	—	大臣	319	—
		知事	14,434	—	知事	14,509	—
	管 内	大臣	216	68.8	大臣	220	69.0
		知事	8,482	58.8	知事	8,518	58.7
宅地建物取引士	県 内	—	22,802	—	—	23,249	—

### エ 建設業許可申請書綴及び宅地建物取引業者免許簿閲覧状況

区 分	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
	実 人 数	件 数	実 人 数	件 数
建設業	1,489	16,073	1,346	12,037
内訳	大臣許可	—	—	—
	知事許可	1,489	16,073	1,346
宅地建物取引業	115	176	106	168
内訳	大臣許可	0	0	0
	知事許可	115	176	106
計	1,604	16,249	1,452	12,205

### オ 建設業許可証明申請状況

平成30年度	令和2年度	令和3年度
1,311	807	218

## (5) 建築, 宅地開発, 建設リサイクルの指導等

### ① 建築行政の推進 【建築物の安全安心の確保】

当事務所の建築行政区域は、竹原市, 大竹市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 山県郡安芸太田町, 北広島町, 及び, 豊田郡大崎上島町の4市7町の広範にわたっており, 同区域内での建築確認検査業務のほか, 違反建築物の防止, 特殊建築物等の定期報告制度等を通じて, 良質な建築物の供給や安全・安心な既存建築物の維持に努めている。

### ② 宅地開発行政の推進 【良好な都市環境の形成】

開発許可制度を適正に運用することで, 無秩序な市街化を防ぐとともに開発地の技術水準を確保して, 良好な都市環境の形成を図っている。

開発行政区域は建築行政区域と同一であり, 同区域内の都市計画区域内の市街化区域での1,000平方メートル以上, 区域区分の行われていない非線引き都市計画区域での3,000平方メートル以上, 及び都市計画区域外での1ヘクタール以上の開発行為に関する許可と指導・取締りに当たっている。

なお, 山県郡安芸太田町, 及び, 豊田郡大崎上島町を除く, 4市5町に都市計画区域が指定されており, そのうちの, 大竹市, 府中町, 海田町, 熊野町, 及び, 坂町で市街化区域と市街化調整区域の区域区分が行われている。

また, 宅地造成工事規制区域が, 竹原市, 大竹市, 江田島市, 安芸郡府中町, 海田町, 熊野町, 坂町に指定されており, 宅地造成の許可と指導・災害防止に努めている。

### ③ その他 【人・社会・環境にやさしい建築物の創造など】

バリアフリー法(高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に基づき, 特定建築物の認定に関する事務を行い, 高齢者・障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に努めるとともに, 建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)に基づく事務のうち, 省エネルギー基準への適合性判定, 認定, 届出の受理・指示・命令等に関する事項を行い, 一定規模以上の建築物における省エネルギー性能の向上を図っている。

また, 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)に基づき, 建築物の解体工事, 同新築・増改築工事, 同改修工事及び建築物以外の新築・解体工事の届出が義務づけられている。それにより, 分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに, 再資源の十分な利用及び廃棄物減量の指導に努めている。

## (6) 建築行政

## ア 建築確認申請受付及び検査状況

町村名	年度	確認申請受付状況				検査状況				
		建築物区分				建築物区分				
		1～3号	4号	設備等	計	1～3号	4号	設備等	計	
竹原市	元	(0) 1	(0) 8	(0) 1	(0) 10	(0) 3	(2) 9	(0) 1	(2) 13	
	2	(0) 1	(0) 9	(0) 1	(0) 11	(0) 1	(6) 9	(0) 2	(6) 12	
	3	(2) 4	(0) 5	(0) 0	(2) 9	(0) 4	(3) 4	(0) 0	(3) 8	
大竹市	元	(0) 5	(0) 4	(0) 0	(0) 9	(0) 3	(0) 4	(0) 0	(0) 7	
	2	(2) 4	(1) 3	(0) 4	(3) 11	(0) 2	(1) 6	(0) 4	(1) 12	
	3	(2) 2	(0) 3	(0) 1	(2) 6	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 3	
安芸高田市	元	(0) 4	(3) 4	(0) 4	(3) 12	(0) 8	(1) 3	(0) 4	(1) 15	
	2	(0) 2	(0) 3	(0) 1	(0) 6	(0) 2	(1) 3	(0) 0	(1) 5	
	3	(0) 5	(0) 1	(0) 1	(0) 7	(0) 6	(0) 1	(0) 2	(0) 9	
江田島市	元	(1) 7	(1) 10	(0) 4	(2) 21	(1) 5	(5) 9	(0) 3	(6) 17	
	2	(1) 5	(1) 2	(0) 0	(2) 7	(0) 8	(0) 6	(0) 3	(0) 17	
	3	(0) 4	(1) 11	(0) 3	(1) 18	(0) 3	(3) 8	(0) 0	(3) 11	
安芸郡	府中町	元	(0) 4	(1) 15	(0) 2	(1) 21	(0) 0	(10) 15	(0) 1	(10) 16
		2	(1) 3	(0) 4	(0) 1	(1) 8	(2) 5	(2) 4	(0) 1	(4) 10
		3	(0) 8	(1) 5	(0) 3	(1) 16	(2) 2	(3) 6	(0) 3	(5) 11
	海田町	元	(1) 4	(2) 23	(0) 2	(3) 29	(1) 4	(16) 22	(0) 2	(17) 28
		2	(0) 6	(4) 17	(0) 3	(4) 26	(2) 4	(18) 20	(0) 2	(20) 26
		3	(0) 1	(2) 11	(0) 0	(2) 12	(0) 2	(6) 12	(0) 2	(6) 16
	熊野町	元	(1) 3	(2) 15	(0) 1	(3) 19	(0) 2	(7) 13	(0) 0	(7) 15
		2	(0) 1	(2) 11	(0) 4	(2) 16	(1) 2	(6) 11	(0) 1	(7) 14
		3	(0) 3	(1) 9	(0) 1	(1) 13	(0) 2	(4) 11	(0) 4	(4) 17
	坂町	元	(1) 7	(0) 11	(0) 1	(1) 19	(2) 2	(7) 8	(0) 1	(9) 11
		2	(0) 1	(0) 4	(0) 2	(0) 7	(0) 2	(2) 6	(0) 2	(2) 10
		3	(0) 2	(1) 8	(0) 1	(1) 11	(0) 1	(3) 7	(0) 1	(3) 9
山県郡	安芸太田町	元	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
		2	(1) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1
		3	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	北広島町	元	(1) 5	(0) 4	(0) 0	(1) 9	(0) 5	(1) 3	(0) 0	(1) 8
		2	(0) 6	(1) 3	(0) 0	(1) 9	(1) 7	(0) 2	(0) 0	(1) 9
		3	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 2	(0) 1	(0) 2	(0) 1	(0) 4
豊田郡	大崎上島町	元	(0) 2	(0) 0	(0) 1	(0) 3	(0) 2	(0) 0	(0) 1	(0) 3
		2	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1
		3	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 1
合計	元	(5) 42	(9) 94	(0) 16	(14) 152	(4) 34	(49) 86	(0) 13	(53) 133	
	2	(5) 31	(9) 56	(0) 16	(14) 103	(6) 35	(36) 67	(0) 15	(42) 117	
	3	(4) 30	(6) 54	(0) 11	(10) 95	(2) 23	(22) 52	(0) 14	(24) 89	

(注1) 1号 法第6条第1項に規定する特殊建築物で床面積200㎡を超えるもの。

2号 木造で階数が3以上又は延床面積500㎡を超えるもの。

3号 非木造で階数2以上又は延床面積200㎡を超えるもの。

4号 前号に掲げる以外の建築物。

(注2) 確認申請受付状況は、計画通知を含む。また、計画変更確認申請は、( )書で外数とする。

(注3) 検査状況は、計画通知を含む。また、中間検査合格は、( )書で外数とする。(設備等は中間検査なし)

イ 都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく許可申請件数

区分 市町名		宅地造成許可申請				開発許可申請				都計法第43条許可申請			
		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )
竹原市		1	11,134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大竹市		1	850	2	993	1	46,413	0	0	1	992	0	0
安芸高田市		0	0	0	0	0	0	1	20,913	0	0	0	0
江田島市		0	0	1	1,910	0	0	1	5,196	0	0	0	0
安芸郡	府中町	3	2,001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海田町	4	2,210	2	5,251	0	0	2	17,519	0	0	0	0
	熊野町	2	8,782	1	1,126	5	41,342	5	14,782	4	969	6	2,186
	坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	199
山県郡	安芸太田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北広島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田郡	大崎上島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		11	24,977	6	9,280	6	87,755	9	58,410	5	1,961	7	2,385

(注) 竹原市分は1 ha以上のものに限る。

ウ 都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく完了検査件数

区分 市町名		宅地造成完了検査				開発許可完了検査			
		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )	件数	面積(m <sup>2</sup> )
竹原市		0	0	1	11,134	0	0	0	0
大竹市		1	850	1	358	1	2,861	1	15,565
安芸高田市		0	0	0	0	0	0	0	0
江田島市		1	2,100	1	1,910	0	0	0	0
安芸郡	府中町	1	218	3	2,001	1	9,010	0	0
	海田町	5	3,307	2	2,350	0	0	0	0
	熊野町	1	1,590	2	2,674	3	33,916	4	10,337
	坂町	1	231	0	0	1	2,549	0	0
山県郡	安芸太田町	0	0	0	0	0	0	0	0
	北広島町	0	0	0	0	0	0	1	9,086
豊田郡	大崎上島町	0	0	0	0	0	0	0	0
計		10	8,296	10	20,427	6	48,336	6	34,988

(注) 竹原市分は1 ha以上のものに限る。

## エ 建築基準法の許可・認定及び道路位置指定状況

(単位：受付件数)

区分 年度	許 可					認 定					道路位置 指 定
	道路特例	道路内 建 築	用途地域	建築物の 高さ制限	仮 設 建築物	道路特例	一の敷地 とみなす こと等の 認定	一の敷地 とみなす こと等の 認定取消	仮使用 (特 定 行政庁)	仮使用 (建築 主事)	
元	12	0	0	0	3	6	0	0	6	0	11
2	1	0	0	0	1	11	1	2	6	0	15
3	3	0	0	1	2	11	1	2	3	0	11

## オ バリアフリー法に基づく認定を行った建築物一覧

番号	市町村名	建築物名称	建築主	用 途	延べ面積 (㎡)
R1-01	海田町	海田町新庁舎	海田町長 西田 祐三	官公署 (庁舎)	6,675.33
R3-01	大竹市	S美術館 (仮称)	丸井産業株式会社 代表取締役 下瀬 ゆみ子	美術館	5,864.90

## カ 建築物省エネ法に関する適合性判定・計画届出・計画認定の受付状況

(単位：受付件数)

区分 年度	消費性能適合性判定	消費性能確保計画届出		消費性能向上計画認定
	非住宅	非住宅	住宅	住宅
元	1	25	48	1
2	1	25	33	0
3	5	5	35	12

## (7) 建設工事の資材のリサイクル指導

## 建設リサイクル法の対象建設工事に係る届出等件数

市町名	届 出 件 数						通 知 件 数						
	令和2年度			令和3年度			令和2年度			令和3年度			
	建 築 物 体 の 解 体	建 築 物 体 の 新 築	そ の 他 の 新 築	建 築 物 体 の 解 体	建 築 物 体 の 新 築	そ の 他 の 新 築	建 築 物 体 の 解 体	建 築 物 体 の 新 築	そ の 他 の 新 築	建 築 物 体 の 解 体	建 築 物 体 の 新 築	そ の 他 の 新 築	
竹 原 市	49	3	45	49	1	23	2	0	103	1	0	93	
	97			73			105			94			
大 竹 市	50	2	27	58	7	37	3	0	23	1	1	16	
	79			102			26			18			
安 芸 高 田 市	55	5	39	73	6	26	2	0	73	2	0	76	
	99			105			75			78			
江 田 島 市	47	4	18	48	4	10	3	1	50	6	2	65	
	69			62			54			73			
安 芸 郡	府 中 町	65	9	30	74	6	30	1	1	35	0	0	28
		104			110			37			28		
	海 田 町	45	6	16	44	5	28	1	1	28	2	3	19
		67			77			30			24		
	熊 野 町	37	5	1	35	3	5	3	4	27	0	0	33
		43			43			34			33		
坂 町	17	1	21	16	0	17	0	0	15	0	0	16	
	39			33			15			16			
山 県 郡	安 芸 太 田 町	13	0	18	17	0	11	0	0	18	1	1	19
		31			28			18			21		
北 広 島 町	27	1	26	32	4	15	0	0	59	0	0	52	
	54			51			59			52			
豊 田 郡	大 崎 上 島 町	15	0	3	14	2	14	1	3	25	0	1	22
		18			30			29			23		
(株)西日本高速 道路, JR等		0	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	2
計	420	36	249	460	38	221	16	10	456	13	8	441	
	705			719			482			462			





## 広島県西部建設事務所

〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12

TEL (082) 250-8151 (代表)